

へきなんの障害者福祉 ガイドブック



碧南市役所 福祉こども部 福祉課

相談窓口

障害をお持ちの方や難病の方等が利用できる主な相談窓口をご紹介します。

名称		所在地	連絡先	備考
碧南市役所 福祉課		碧南市松本町２８番地	0566-95-9884 FAX 48-2940	障害者手帳、各種手当、 サービス等
碧南ふれあい相談 支援事業所		碧南市山神町８丁目３５番地 (社会福祉協議会内)	0566-46-3701 FAX 48-6522	障害者についての各種相 談
障害者就労支援相 談所		碧南市山神町８丁目３５番地 (社会福祉協議会内)	0566-46-3701 FAX 48-6522	障害者の就労に関する事
碧南市成年後見支 援センター		碧南市山神町８丁目３５番地 (社会福祉協議会内)	0566-46-3701 FAX 48-6522	成年後見制度に関する事
碧南市 障害者 虐待防 止セン ター	平日	碧南市松本町２８番地 (市役所福祉課内)	0566-41-3377 FAX 48-2940	障害者の虐待に関する事
	平日夜間	碧南市山神町８丁目３５番地 (社会福祉協議会内)	090-3833-4701	
	土日祝日			
障害者差別解消法 相談窓口		碧南市松本町２８番地 (市役所福祉課)	0566-95-9884 FAX 48-2940	障害を理由とする差別に 関する事
西三河福祉相談セ ンター		岡崎市明大寺本町１丁目４番 地 西三河総合庁舎９階	0564-27-2889 FAX 0564-27-2816	身体障害、１８歳以上の 知的障害に関すること等
刈谷児童相談セン ター		刈谷市神田町１丁目３番地４	0566-22-7111 FAX 22-7112	１８歳未満の知的障害に 関すること等
衣浦東部保健所		刈谷市大手町１丁目１２番地	0566-21-4778 FAX 25-1470	精神障害、難病に関する こと等
愛知県精神保健福 祉センター		名古屋市中区三の丸３丁目２ 番地１	052-962-5377 FAX 052-962-5375	精神障害、ひきこもり、 心の悩みに関すること等
あいち発達障害者 支援センター		春日井市神屋町７１３番地８ 愛知県医療療育総合センター 内	0568-88-0811 FAX 0568-88-0964	発達障害に関すること
民生委員 児童委員		お住まいの地域により担当者が異なります。福 祉課へお尋ねください。		生活に関すること等

上記は主な相談窓口であり、これら以外で相談ができないわけではありません。サービスを利用している場合は、その利用している事業所等で相談をすることもできます。秘密はいずれの相談窓口でも厳守されます。

もくじ

第1章 手帳の交付

1	身体障害者手帳	・・・	1
2	療育手帳	・・・	2
3	精神障害者保健福祉手帳	・・・	3

第2章 相談窓口

4	碧南ふれあい相談支援事業所	・・・	4
5	碧南市障害者就労相談支援事業所	・・・	4
6	障害者の職業・就業相談	・・・	5
7	成年後見制度に関する相談	・・・	6
8	障害者虐待防止センター	・・・	7
9	障害者差別解消法	・・・	8
10	こころの健康に関する相談等	・・・	9
11	難病に関する相談等	・・・	11
12	あいち発達障害者支援センター	・・・	12
13	手話通訳者の設置	・・・	13

第3章 医療費等

14	自立支援医療（精神通院）	・・・	14
15	自立支援医療（更生医療）	・・・	16
16	自立支援医療（育成医療）	・・・	18
17	自立支援医療の自己負担額	・・・	20
18	障害者医療費の助成	・・・	22

第4章 手当・年金等

19	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	・・・	24
20	愛知県在宅重度障害者手当	・・・	26
21	特別児童扶養手当	・・・	27
22	児童扶養手当・遺児手当・こどもすこやか手当	・・・	28
23	心身障害者手当	・・・	29
24	障害年金	・・・	30
25	指定難病及び特定疾患見舞金制度	・・・	31
26	心身障害者扶養共済制度	・・・	32
27	在日外国人福祉給付金	・・・	33
28	手当、年金等の所得制限・併給制限	・・・	34
29	扶養控除の一部廃止に伴う自己負担額の算定	・・・	36

第5章 障害福祉サービス等

30	障害福祉サービス等	...	37
----	-----------	-----	----

第6章 日常生活の支援

31	補装具	...	41
32	日常生活用具	...	43
33	軽・中等度難聴児用補聴器	...	44
34	福祉機器のリサイクル	...	45
35	障害者訪問入浴サービス事業	...	46
36	日常生活自立支援事業	...	47
37	家具等転倒防止事業	...	48
38	火災警報器設置事業	...	49
39	訪問理容サービス	...	50
40	寝具洗濯乾燥サービス	...	50
41	障害者歯科診療所	...	51
42	サポートシート・(ぷち)サポートブック	...	52
43	介護マークの配布	...	53
44	ヘルプカードの配布	...	54
45	NET119(ネット119)緊急通報システム	...	55
46	FAX・Eメールによる119番通報	...	56
47	110番アプリ・FAXによる110番通報	...	57
48	災害用電話サービス	...	58

第7章 社会参加の促進

49	福祉タクシー料金の助成	...	59
50	福祉有償運送	...	61
51	手話通訳者・要約筆記者の派遣	...	62
52	声の広報	...	63
53	自動車運転免許取得費助成	...	64
54	自動車改造費補助金	...	65
55	車いすの貸出し	...	66
56	車いす専用車「ふれあい号」の貸出し	...	67
57	駐車禁止等除外指定車標章	...	68
58	郵便等による不在者投票等	...	69

第8章 税金・公共料金等の減免、割引等

59	所得税・住民税等の軽減措置	...	71
60	自動車税・軽自動車税の軽減	...	72
61	公的賃貸住宅への優先入居や家賃減額	...	75

62	幼稚園・保育園・こども園保育料（利用料）等	・・・	76
63	明石公園使用料（利用料）	・・・	76
64	電話番号案内の無料扱い（ふれあい案内）	・・・	77
65	交通機関・施設等の割引	・・・	77
66	有料道路における障害者割引制度	・・・	78
67	NHKテレビ受信料の減免	・・・	79

第9章 各種資金の貸し付け

68	生活福祉資金の貸付	・・・	80
----	-----------	-----	----

第10章 スポーツ・レクリエーション等

69	障害者入浴等施設優待利用券の交付	・・・	82
70	障害者教室・ボランティア活動事業	・・・	83
71	図書館における障害者向けサービス	・・・	84
72	障害者スポーツ大会等の実施	・・・	85

第11章 その他

73	障害者に関するマーク	・・・	86
74	障害者関係団体の紹介	・・・	88
75	碧南市内の障害者（児）関係施設・事業所	・・・	89

1 身体障害者手帳

担当：福祉課

身体障害者手帳は、身体に障害があることを証明するとともに、身体障害のある方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類		診断書 ※1	写真 ※2	手帳	マイナンバーが 分かるもの	本人確認書類 ※3
新規申請		○	○		○	○
再 交 付 申 請	障害の程度の 変更・追加・再認定	○	○	○	○	○
	手帳を紛失したとき		○		○	○
	手帳を破損したとき		○	○	○	○
変更申請（住所・氏名の変更）				○	○	○
返還届（死亡、障害に該当しなくなったとき）				○	○ ※4	○ ※4

※1 診断書は、身体障害者指定医師によって3か月以内に作成されたものが必要です。

（指定医師は、福祉課で確認できます。）

※2 写真は、縦4cm×横3cm、正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもので、サングラス着用は不可となります。

※3 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

※4 死亡の場合の返還届の提出には、手帳所持者本人のマイナンバー、手続きを行う人（ご親族等）の本人確認書類の提示が必要です。

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から1ヶ月半～2ヶ月程度）

（1）まず、主治医に身体障害者手帳が取得できる程度の障害があるかどうか確認をしてください。

（2）該当する障害の手帳用診断書を福祉課窓口でお渡しします。身体障害者指定医師（福祉課で確認してください。）に診断書の記載を依頼してください。

（3）上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。ご提出いただいた診断書に基づき、愛知県が判定を行い、手帳が発行されます。

（4）手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で直接手帳をお渡しします。

3 手帳所持者の方へ

（1）住所・氏名の変更、死亡の場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。

（2）手帳を破損又は紛失した等の場合や障害程度の変更や追加があった場合は、手帳の再交付申請ができます。

（3）障害の状況によっては、再認定が必要な障害があります。再認定の時期は、手帳に記載されます。再認定の時期になりましたら、市から連絡します。

2 療育手帳

担当：福祉課

療育手帳は、知的な障害があることを証明するとともに、知的障害の方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類		写真 ※1	手帳	マイナンバーが分 かるもの	本人確認書類 ※2
新規申請		○		○	○
他県及び名古屋市からの転入		○	○	○	○
再交付 申請	手帳を紛失したとき	○		○	○
	手帳を破損したとき	○	○	○	○
変更申請（本人又は保護者の 住所・氏名の変更）			○	○	○
返還届（死亡、障害に該当し なくなったとき）			○		

※1 写真1枚（縦4cm×横3cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）

※2 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から1ヶ月半～2ヶ月程度）

- (1) 18歳未満の方は、まず手帳の取得について、刈谷児童相談センターに相談してください。
- (2) 18歳以上になってから新たに療育手帳を取得する場合は、**上記の書類の他に、小中学校在籍時の成績表等が必要です。**福祉課で申請前にご相談ください。
- (3) 上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。
- (4) 刈谷児童相談センター（刈谷市）又は西三河福祉相談センター（岡崎市）にて心理判定を受けます。判定に基づき手帳が発行されます。
- (5) 手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で手帳を直接お渡しします。

3 手帳所持者の方へ

- (1) 療育手帳は、障害の程度を確認するため、「再判定」の手続きがあります。再判定の時期は手帳に記載されます。再判定の時期になりましたら、福祉課から連絡します。
- (2) 障害者の方又は保護者の方が住所・氏名の変更、死亡された場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。
- (3) 手帳を破損又は紛失した等の場合は、手帳の再交付申請ができます。

3 精神障害者保健福祉手帳

担当：福祉課

精神障害者保健福祉手帳は、精神的な障害があることを証明するとともに、精神障害のある方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類	診断書 ※1※2	写真 ※3	手帳	マイナンバー が分かるもの	本人確認書類 ※4
新規申請	○	△		○	○
更新又は障害程度が変更したとき	○	△	○	○	○
再交付		△		○	○
申請		△	○	○	○
変更申請（住所・氏名の変更）			○	○	○
返還届（死亡、障害に該当しなくなったとき）			○		

※1 診断書は、申請日から3か月以内に作成されたものが必要です。

※2 精神の障害を理由とした年金情報等にて手帳を取得する場合は、診断書の提出は不要です。この場合、年金の等級がそのまま手帳の等級になります。

※3 写真1枚（縦4cm×横3cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）写真がなくても申請可能です。ただし、旅客航空運賃の割引制度等、写真のある手帳の提示が必要な制度があります。

※4 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から2ヶ月～3ヶ月程度）

- (1) かかりつけの精神科等において、手帳取得について相談し、精神障害者保健福祉手帳用診断書（福祉課窓口でお渡しします。病院で備え付けていることもあります。）を作成してもらいます。（初診より6ヶ月経過していない場合は作成できません。）
- (2) 上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。
- (3) 愛知県において障害の判定が行われ、手帳が発行されます。
- (4) 手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で手帳を直接お渡しします。

3 手帳所持者の方へ

- (1) 精神障害者保健福祉手帳は、障害の程度を確認するため有効期限があります（2年ごと）。有効期限は手帳の最後のページに記載されています。有効期限の3ヶ月前から更新の手続きができます。忘れずに手続きを行ってください。
- (2) 住所・氏名の変更、死亡された場合は、必ず福祉課窓口で手続きをしてください。
- (3) 手帳を破損した又は紛失した等の場合は、手帳の再交付申請ができます。
- (4) 障害程度の変更があった場合は、手帳の再交付の手続きをすることができます。

4 碧南ふれあい相談支援事業所（基幹相談支援センター）

碧南ふれあい相談支援事業所は、障害（児）者の方の生活や福祉サービスに関することなどの相談に応じ、地域での暮らしを支援します。また、碧南市における基幹相談支援センターとして、地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談や関係機関の連絡調整を行います。

1 相談内容

- (1) 生活、医療、福祉に関すること
- (2) 福祉制度、福祉サービスに関する情報提供、利用支援
- (3) 関係機関、事業所との連絡調整
- (4) 障害者の権利擁護・虐待の防止に関すること

2 相談方法

電話、来所及び自宅への訪問相談が可能です。電話等が難しい方は、FAX及びEメール（相談専用）での相談も可能です。

3 相談窓口

碧南ふれあい相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会内）

場 所 碧南市山神町8丁目35番地

電 話 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

Eメール soudanshien@hekinan-shakyo.jp

5 碧南市障害者就労相談支援事業所

就業生活における自立を図るための相談援助を行い、個々の能力、希望に応じた生活ができるように支援を行います。

1 相談内容

就労希望についての面談、事業所訪問など（職業の斡旋は行っておりません）。本人だけでなく、家族や会社からの相談も受け付けています。

2 相談方法

社会福祉協議会へ事前に電話等でお申し込みください。

3 相談窓口

碧南市障害者就労相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会内）

場 所 碧南市山神町8丁目35番地

電 話 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

6 障害者の職業・就業相談

障害者の方の職業や就業に関する相談をお受けしています。

1 職業相談・紹介（ハローワーク）

障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。

(1) 刈谷公共職業安定所（ハローワーク刈谷）

刈谷市若松町1丁目46番地3

電話 0566-21-5001

※手話による職業相談を行っています。相談日時はハローワークにお尋ねください。

(2) 刈谷公共職業安定所 碧南出張所（ハローワーク碧南）

碧南市浅間町1丁目41番地4

電話 0566-41-0327 FAX 0566-48-2263

2 愛知障害者職業センター

就職を目指している方、職場で適応のための相談を希望される方、事故や病気で休職している方で職場復帰に取り組まれている方等のご相談や支援を提供しています。

名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5F

電話 052-218-2380 FAX 052-218-2379

3 西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」

職業生活における自立を図るために支援対象障害者に対して、自ら所有する施設における職業準備訓練の実施、就業に関する指導・助言を行います。

刈谷市新栄町7丁目73番地 フラワービル

電話 0566-70-9696 FAX 0566-70-7296

4 その他

障害者を対象とした職業能力開発施設などもあります。

詳しくは、ハローワーク等にお尋ねください。

7 成年後見制度に関する相談

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

1 成年後見制度の種類

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が契約した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約に効力が生じます。		

援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

2 相談先

(1) 碧南市成年後見支援センター（碧南市社会福祉協議会）

電話や窓口で成年後見制度利用に関する相談に応じるとともに、成年後見制度の情報提供を行います。

電話 0566-46-3701

(2) 高齢者関係

ア 碧南市役所 高齢介護課 高齢福祉係

電話 0566-95-9888

イ 碧南社協地域包括支援センター（碧南市社会福祉協議会、宮下住宅内西端出張所）
担当地区：新川、西端

電話 碧南社協地域包括支援センター：0566-46-3840

西端出張所：0566-48-3811

ウ 碧南東部地域包括支援センター（東部市民プラザ）

担当地区：旭、中央

電話 0566-93-1191

エ 碧南南部地域包括支援センター（結いの家 ご縁 2階）

担当地区：棚尾、大浜

電話 0566-46-5282

(3) 障害者関係

ア 碧南市役所 福祉課 福祉総務係

電話 0566-95-9851

イ 碧南市基幹相談支援センター（碧南市社会福祉協議会）

電話 0566-46-3701

(4) 手続き、必要書類、費用等について

名古屋家庭裁判所 岡崎支部

電話 0564-51-8970

8 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利などが脅かされることを防ぐ法律です。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合があります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげることが大切です。「気になるな…」「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。

1 問い合わせ・通報先

碧南市障害者虐待防止センター

平日 碧南市役所

TEL 0566-41-3377（虐待通報専用回線）

FAX 0566-48-2940

平日の夜間・土日祝日 碧南市社会福祉協議会

TEL 090-3833-4701（虐待通報専用回線）

2 障害者虐待防止法の対象者

身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む。）・その他心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（障害者手帳所持者に限らない。）

3 障害者虐待の種類

- (1) 養護者（家族や親族）による虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- (3) 使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

4 これらの行為は虐待にあたります。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 身体的虐待 | 暴力を加えたり、正当な理由なく身体を拘束することなど |
| (2) 放棄・放任 | 食事や入浴、排泄などの世話をしないこと |
| (3) 心理的虐待 | 著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など |
| (4) 性的虐待 | わいせつな行為をしたり、させることなど |
| (5) 経済的虐待 | 本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど |

9 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定め、障害のある方への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

1 問い合わせ・相談先

碧南市役所福祉課社会福祉係
電話 0566-95-9884

2 不当な差別的取扱いとは

以下のような、障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- (1) 障害を理由に窓口対応を拒否したり、順序を後回しにする。
- (2) 障害を理由に説明会やシンポジウムなどの出席を拒んだり、資料などの提供を拒む。
- (3) 本人を無視して、介助者や支援者、付き添い者のみに話をする。

3 合理的配慮とは

以下のような、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことです。

- (1) 視覚障害者に対して、「これ」「このくらい」などの指示代名詞を使わず、具体的に説明をする。
- (2) 聴覚障害者に対して、筆談、読み上げ、手話、身振りなどの目で見て分かるコミュニケーション手段を用いる。
- (3) 車いす利用者に対して、扉の開閉、壁面の照明スイッチの操作等、移動をサポートする。
- (4) 意思疎通が不得意な障害者に対して、本人に分かる方法（図や書面等）で意思を確認する。

※正当な理由があり、サービスの提供を拒否することなどが必要となる場合や、負担が重すぎるため、合理的配慮を行うことができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが望めます。

4 碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

碧南市では、障害者差別解消法基本方針に即し、職員が適切に対応するための対応要領を定めています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

10 こころの健康に関する相談等

こころの健康に関する相談・事業を愛知県精神保健福祉センターと衣浦東部保健所で以下の事業を行っています。相談は、碧南市役所福祉課でもお受けします。

1 衣浦東部保健所

(1) こころの相談

予約先：健康支援課 電話0566-21-9337

不眠、情緒不安定、うつ、ひきこもり、幻覚、妄想、アルコール依存及び思春期の問題などのこころの健康に関すること、社会復帰に関すること、公的制度に関すること、家族の対応に関することなどの相談に応じています。相談は予約制です。（ただし、電話による相談は予約不要です。）

ア こころの健康医師相談（医師による面接相談）

イ アルコール相談（医師、相談員による専門相談）

(2) 交流の場

申込先：健康支援課 電話0566-21-9337

こころの病を持つ人の家族同士が交流を図ったり、こころの病のこと、福祉制度等を学ぶ場を設けています。開催日時、場所等は以下のホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinuura-hc/0000013573.html>



2 愛知県精神保健福祉センター

(1) メンタルヘルス相談・精神保健福祉相談

予約先：052-962-5377

こころの健康相談をはじめとする、精神保健福祉全般の相談に応じています。面接相談は予約が必要です。

予約受付：平日 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

(2) Eメール相談 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html>

あいち電子申請・届出システムを通じて相談を受け付けています。匿名での相談が可能で、秘密は固く守られます。

(3) ひきこもり相談

専用電話：052-962-3088

専用電話及び面接相談（要予約）

受付日時：平日 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 自死遺族相談

電話：052-962-5377

面接相談（要予約）

相談日：毎月第3木曜日 午後2時から午後3時30分まで

第2章 相談窓口

3 こころの健康電話相談

広く心の健康に関して、匿名で電話相談を行っています。相談の秘密は厳守されます。

(1) あいちこころほっとらいん365 連絡先：052-951-2881

職場の人間関係や近所付き合い、家族関係の悩み、不安、自殺願望等こころの問題で悩みをお持ちの方の相談に幅広く対応します。

受付日時：年中無休 午前9時から午後8時30分まで

(2) 名古屋いのちの電話 連絡先：052-931-4343

悩んでいる人達と互いによい隣人として心をかよわせ、電話を通して、悩みを聴き、心の支えになっていこうというボランティア活動です。

相談日時：年中無休 24時間

4 精神科救急情報センター 連絡先：052-681-9900

緊急に精神科に受診が必要なときに、電話で医療機関等の案内をします。

相談日時：年中無休 24時間

現在精神科診療機関で治療を受けている場合は、その診療機関への受診が最優先されます。かかりつけの医療機関がある場合は、まず主治医と連絡をおとりください。

1 1 難病に関する相談等

以下の場所で難病に関する相談等を行っています。

1 医師会難病相談室（難病相談支援センター） 連絡先：052-241-4144

愛知県医師会では、病気が長期にわたったり、原因が不明、治療法が未確立というような難治性の疾患（難病）にお悩みの患者・家族の皆様に広くご利用いただくよう、愛知県医師会館に難病相談室を常設しております。

治療や療養生活をはじめ、病気になったことで生ずる社会生活上の問題、たとえば、経済的な問題や職場復帰、家庭生活、人間関係などのご相談に専門医や医療ソーシャルワーカーが応じています。詳しくは以下のホームページをご確認ください。

<https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/>



2 衣浦東部保健所（難病患者・家族教室） 連絡先：0566-21-9338

電話・面接・家庭訪問を行い、療養上の不安・悩み・日常生活の工夫等の相談に応じています。また、神経系難病を中心に患者・家族の集いを開催しています。詳しくはお問合せ下さい。

12 あいち発達障害者支援センター

あいち発達障害者支援センターは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害【LD】、注意欠陥・多動性障害【ADHD】等）のある方（または心配される方）や、そのご家族の方、支援者の方の相談に対し、専門窓口や各地域での巡回相談で応じるとともに、情報提供、関係機関の職員研修や連絡調整等総合的な支援を行います。

1 電話による相談（1回あたりの相談は、30分をめぐにしています。）

- (1) 相談受付日時：毎週月曜日から金曜日まで（年末年始・祝日を除く）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 相談専用電話：0568-88-0849

2 Eメール・FAXによる相談

- (1) 相談専用FAX：0568-88-0964
- (2) 相談専用Eメールアドレス：asca@pref.aichi.lg.jp

3 来所による相談

- (1) 相談日時：毎週月曜日と木曜日（年末年始・祝日を除く）
- (2) 電話予約が必要になります。
- (3) 予約電話：0568-88-0811（内線8109）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (4) 来所相談で診断はできません。
- (5) 1回あたりの相談は、1時間をめぐにしています。

4 その他

詳しくは、あいち発達障害者支援センターにお尋ねください。また、ホームページにて、発達障害についての様々な情報提供を行っています。

あいち発達障害者支援センター（愛知県医療療育総合センター内）

〒480-0392 春日井市神屋町713番地8

電話 0568-88-0811（内線8109）

FAX 0566-88-0964

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/site/asca/asca21.html>



13 手話通訳者の設置

設置場所：福祉課

手話通訳者が、福祉課窓口での手続きをはじめ、市役所内での手話通訳をします。

1 手話通訳者の設置日時

毎週金曜日（祝日、年末年始を除きます。）

午後2時から午後5時まで

2 手話通訳者の設置場所

碧南市役所 福祉課 ※必要に応じて、他の課に移動して通訳します。

3 利用料

無料

4 その他

手話を日常利用されていない方には、筆談等に対応させていただきます。

14 自立支援医療（精神通院）

担当：福祉課

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度です。手続きを行うことにより、医療費の自己負担が軽減されます。

1 対象者

精神疾患（てんかんを含む。）のある方で指定医療機関に通院している方

※市町村民税課税世帯で所得割額が一定以上の場合の対象外になる場合があります。

詳しくは【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】で確認してください。

2 申請に必要なもの

手続きの種類		診断書 ※1	健康保険資格 を確認できる もの	自立支援 受給者証	マイナンバー が分かるもの ※2	本人確認 書類 ※3
新規申請		○	○		○	○
更新手続き （診断書必要）		○	○	○	○	○
更新手続き （診断書不要）			○	○	○	○
再交付 申請	自立支援証 の紛失		○		○	○
	自立支援証 の破損		○	○	○	○
変更 申請	加入してい る健康保険 情報の変更		○	○	○	○
	住所・氏名 の変更		○	○	○	○
	医療機関・ 薬局の変更		○	○	○	○
返還届	死亡、必要 なくなった 時			○		

※1 申請する日から3か月以内に作成された自立支援医療費（精神通院）用診断書が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳用診断書にて、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請することも可能です。

※2 マイナンバーは、同一の保険に加入している同じ世帯の方の番号も確認できるものがが必要です。

※3 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

3 申請の流れ（受給者証交付までの期間：申請から2ヶ月～3ヶ月程度）

- (1) 現在通院している病院等で自立支援医療費の受給について相談し、診断書の作成を依頼します。
- (2) 上記「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 愛知県において審査が行われ、受給者証が発行されます。
- (4) 受給者証発行後、郵送で送付します。
- (5) 受給者証を通院している病院等に提示して、受診してください。

4 費用（自己負担額）

原則1割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。

※詳しくは【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

5 受給者証をお持ちの方へ

- (1) 1割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【22ページ 「18 障害者医療費の助成」】をご確認ください。
- (2) 自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期限は原則1年間です。更新する方は、有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、手続きを行ってください。
また、2年に1回、診断書の提出が必要となります。ご注意下さい。診断書が必要な場合は、自立支援受給者証の右上の欄に記載があります。ご確認ください。
ただし、有効期限が切れた場合は、再度新規で申請をしていただきます。自立支援受給者証の右上の欄に「次回診断書不要」と記載がある方であっても、診断書が必要になります。
- (3) 経過的特例措置により自立支援医療の適用となっている方は、措置の特例が延長された際は、受給者証に記載してある延長後の期限まで利用できます。この場合は、延長後の期限の3ヵ月前から1ヶ月前までの間に更新の手続きを行ってください。
- (4) 医療機関（デイケア・薬局を含む。）の変更、加入している健康保険情報の変更、住所・氏名の変更、死亡等、受給内容や受給者の状況に異動があった場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。必要な書類は、その都度ご案内します。
- (5) 受給者証を破損又は紛失した等の場合は、受給者証の再交付申請ができます。
- (6) 精神科に入院している場合は、申請ができません。

15 自立支援医療（更生医療）

担当：福祉課

身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳交付の原因となっている障害に対して、治療をすれば、その障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる方に医療の給付がされます。

1 対象者

18歳以上の身体障害者手帳の所持者（対象障害は以下を参照）

※市町村民税課税世帯で、所得割額が一定以上の場合の対象外になる場合があります。
詳しくは【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

2 対象となる医療（代表的なもの）

障害種別	医療の内容
視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術 等
聴覚障害	外耳道形成術、穿孔閉鎖術 等
音声機能障害・言語機能障害	口唇形成術、口蓋形成術 等
そしゃく機能障害	歯科矯正治療 等
肢体不自由	人工関節置換術、断端延長術 等
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス手術、弁形成術 等
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術 等
小腸機能障害	中心静脈栄養法 等
免疫機能障害	抗HIV療法 等
肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法 等

3 申請の流れ

- (1) 現在入通院している病院等で自立支援医療費の受給について相談し、要否判定意見書（※1）の作成を依頼します。
- (2) 次頁「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 愛知県において審査を行います。
- (4) 受給者証発行後、本人又は入通院している病院へ郵送で送付します。
- (5) 受給者証を入通院している病院等に提示して、受診してください。

※1 要否判定意見書は、申請する日から3か月以内に作成されたものがが必要です。

4 申請に必要なもの

手続きの種類		要否判定意見書	健康保険資格を確認できるもの	手帳	自立支援受給者証	特定疾病療養受療証（人工透析のみ）	マイナンバーが分かるもの※1	本人確認書類※2
新規申請		○	○	○		○	○	○
更新手続き		○	○	○	○	○	○	○
再交付申請	自立支援受給者証の紛失						○	○
	自立支援受給者証の破損				○		○	○
変更申請	加入している健康保険情報の変更		○		○	○	○	○
	住所・氏名の変更				○		○	○
	医療機関・薬局の変更				○		○	○
返還届（死亡、不要になった時）					○			

※1 マイナンバーは、同一の保険に加入している同じ世帯の方の番号も確認できるものがが必要です。

※2 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

5 費用（自己負担額）

原則1割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。

※詳しくは【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

6 受給者証をお持ちの方へ

- (1) 1割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【22ページ 「18 障害者医療費の助成」】をご確認ください。
- (2) 自立支援医療（更生医療）の受給者証の有効期限は、最長で1年間です。更新される方は、有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、申請手続きを行ってください。
- (3) 経過的特例措置により自立支援医療の適用となっている方は、措置の特例が延長された際は、受給者証に記載してある延長後の期限まで利用できます。この場合は、延長後の期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に更新の手続きを行ってください。
- (4) 医療機関の変更、加入している健康保険情報の変更、住所・氏名の変更、死亡等、受給内容や受給者の状況に異動があった場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。必要な書類は、その都度ご案内します。
- (5) 受給者証を破損又は紛失した等の場合は、受給者証の再交付申請ができます。

16 自立支援医療（育成医療）

担当：福祉課

18歳未満の子どもで、身体に障害や病気があり、放置すると将来において身体に障害を残す場合で、手術などにより障害が治癒又は軽減されると医師が判定した場合に、その医療費を公費で負担する制度です。

1 対象者

18歳未満の方（対象障害は以下を参照）

※市町村民税課税世帯で、所得割額が一定以上の場合は、対象外になる場合があります。詳しくは【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

2 対象となる医療（代表的なもの）

障害の種類	医療の内容
肢体不自由	手術・理学療法・補装具治療
視覚障害	手術
聴覚・平衡機能障害	手術
音声・言語・そしゃく機能障害	手術・言語療法・歯科矯正
心臓機能障害	手術・心臓カテーテル検査
腎臓機能障害	腎移植術
その他の内臓障害	手術
免疫機能障害	H I Vに関する治療
肝臓機能障害	肝移植術

3 申請の流れ

- (1) 現在入通院している病院等で自立支援医療費の受給について相談し、要否判定意見書（※1）の作成を依頼します。
- (2) 次頁「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 碧南市において審査を行います。
- (4) 受給者証発行後、郵送で送付します。
- (5) 受給者証を入通院している病院等に提示して、受診してください。

※1 意見書は、申請する日から3か月以内に作成されたものが必要です。

4 申請に必要なもの

手続きの種類		要否判定意見書	健康保険資格を確認できるもの	手帳※1	自立支援受給者証	マイナンバーが分かるもの※2	本人確認書類※3
新規申請		○	○	○		○	○
更新手続き		○	○	○	○	○	○
再交付申請	受給者証の紛失					○	○
	受給者証の破損				○	○	○
変更申請	加入している健康保険情報の変更		○		○	○	○
	住所・氏名の変更				○	○	○
	医療機関・薬局の変更				○	○	○
返還届(死亡、不要になった時)					○	○	○

※1 身体障害者手帳をお持ちの方のみ

※2 マイナンバーは、同一の保険に加入している同じ世帯の方の番号も確認できるものが必要です。

※3 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

5 費用（自己負担額）

原則1割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。

※【20ページ 「17 自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

6 受給者証をお持ちの方へ

- (1) 1割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【22ページ 「18 障害者医療費の助成」】をご確認ください。
- (2) 自立支援医療（育成医療）の受給者証の有効期限は、最長で1年間です。更新される方は、有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、新規申請と同じ手続きを行ってください。
- (3) 経過的特例措置により自立支援医療の適用となっている方は、措置の特例が延長された際は、受給者証に記載してある延長後の期限まで利用できます。この場合は、延長後の期限の3ヵ月前から1ヶ月前までの間に更新の手続きを行ってください。
- (4) 医療機関の変更、加入している健康保険情報の変更、住所・氏名の変更、死亡等、受給内容や受給者の状況に異動があった場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。必要な書類は、その都度ご案内します。
- (5) 受給者証を破損又は紛失した等の場合は、受給者証の再交付申請ができます。

17 自立支援医療の自己負担額

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の利用者負担は、原則医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得や疾病によって毎月の自己負担額に上限（1割負担を積み重ねていき、負担上限月額に達した場合はそれ以上負担する必要がない。）が設けられます。また、所得によって対象とならない場合があります。

1 世帯の考え方

自立支援医療における所得を判断する際の世帯の範囲は、受診者と同じ医療保険に加入する者が基本ですが、住民票で同じ世帯となっても医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

具体的には、同じ医療保険に加入している家族の所得状況、市町村民税の課税状況で判断をすることになります。

2 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の場合の負担上限月額

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5,000円

なお、収入とは、地方税法上の合計所得金額、障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額を指します。

3 市町村民税課税世帯の場合の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		「重度かつ継続」 対象外	「重度かつ継続」 対象
中間所得1	市町村民税所得割3万3千円未満世帯	なし（1割負担。医療保険の負担限度額）	5,000円
中間所得2	市町村民税所得割3万3千円以上23万5千円未満世帯	なし（1割負担。医療保険の負担限度額）	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割23万5千円以上世帯	自立支援医療対象外（3割負担。医療保険の負担限度額）	20,000円

なお、世帯の収入状況については、国民健康保険の加入者については同一の加入関係にある方（同一世帯の国保加入者）全員、後期高齢者医療制度の加入者については同一の加入関係にある方（同一世帯の後記高齢加入者）全員、健康保険や共済組合（被用者保険）加入者については被保険者本人及び受給者の課税状況により判断します。

4 重度かつ継続の範囲

以下のいずれかに該当する場合、負担上限月額の設定において「重度かつ継続」の対象となります。

(1) 精神通院

- ア 医療保険の高額療養費で多数該当の方（年3回以上手続きをされた方）
- イ 認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、統合失調症、躁うつ病・うつ病てんかんの方
- ウ 3年以上の精神医療の経験を有する医師が、集中的・継続的な通院医療を要すると判断した方

(2) 更生医療・育成医療

- ア 医療保険の高額療養費で多数該当の方（年3回以上手続きをされた方）
- イ 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る。）及び肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る。）の方

5 その他

- (1) 入院時の食事療養費又は生活療養費については、原則自己負担となります。
- (2) 1割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【22ページ 「18 障害者医療費の助成」】をご確認ください。
- (3) 詳しくは医療機関または福祉課までお尋ねください。
- (4) 税制改正に伴う影響回避のための見直しがされています。詳しくは【36ページ 「29 扶養控除の一部廃止に伴う自己負担額の算定」】をご確認ください。
- (5) 経過的特例措置により自立支援医療の適用となっている方は、措置の特例が延長された際は、受給者証に記載してある延長後の期限まで利用できます。この場合は、延長後の期限の3ヵ月前から1ヶ月前までの間に更新の手続きを行ってください。

18 障害者医療費の助成

担当：国保年金課

障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、心身障害者に医療費の自己負担額を助成しています。また、市独自の制度で精神障害者を対象に医療費助成を実施しています。

1 対象者

(1) 障害の方

- ア 碧南市に住所を有する方
- イ 各種健康保険に加入している方
- ウ 生活保護又は他の医療費助成を受けていない方
 - ア、イ、ウの条件を満たし、次の(ア) (イ) (ウ)のいずれかに該当する方
- (ア) 身体障害者手帳を交付され障害の程度が1級から3級の方、4級の指定を受けた腎臓機能障害の方又は4級から6級の指定を受けた進行性筋萎縮症障害の方
- (イ) 療育手帳の判定区分「A」又は「B」（知能指数50以下）の知的障害の方
- (ウ) 自閉症状群と診断された方

(2) 精神障害の方

- ア 碧南市に住所を有する方
- イ 各種健康保険に加入している方
- ウ 措置入院や生活保護又は他の医療費助成を受けていない方
 - ア、イ、ウの条件を満たし、次のa、b、cのいずれかに該当する方
- a 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を受けている方
- b 精神障害の入院治療（同意入院）を受けている方
- c 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号（自立支援医療（精神通院））に規定する医療を受けている方

2 申請に必要なもの

(1) 障害の方

- ア 健康保険資格を証明する書類
- イ (ア)の方・・・身体障害者手帳
- (イ)の方・・・療育手帳
- (ウ)の方・・・自閉症状群の診断書

(2) 精神障害の方

- ア 健康保険資格を証明する書類
- イ aの方・・・精神障害者保健福祉手帳
- bの方・・・精神科の医師の診断書、本人名義の預金通帳
- cの方・・・自立支援医療（精神通院）受給者証

3 医療給付及び助成額

(1) 障害の方

医療費の自己負担額（全疾病対象）

(2) 精神障害の方

ア aの場合、医療費の自己負担額（全疾病対象）

イ bの場合、精神科の入院治療にかかる医療費の自己負担額の2分の1を助成

※事前に医療費助成を受けるための申請が必要、申請月の初日（初日において入院治療を受けていない場合は入院開始日）から助成

ウ cの場合、自立支援医療（精神通院）受給者証が適用される医療費の自己負担額（指定医療機関のみ）

4 医療を受ける場合

(1) 障害の方

県内の医療機関において診療を受ける場合は、健康保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関の窓口提出してください。

(2) 精神障害の方

ア 入院

aの場合

県内の医療機関において診療を受ける場合は、健康保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関の窓口提出してください。

bの場合

医療費助成を受けるために事前の申請が必要です。申請月の初日（初日において入院治療を受けていない場合は入院開始日）から助成の対象となります。

国保年金課で申請後、医療費の自己負担分を医療機関の窓口でお支払いください。診療月の3ヶ月後以降に領収書、健康保険資格を証明する書類、本人名義の預金通帳を用意して、国保年金課へ再度、申請してください。

イ 通院

県内の医療機関において診療を受ける場合は健康保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関の窓口提出してください。精神科診療においては、自立支援医療受給者証も合わせて提示してください。

5 その他

(1) この障害者医療費の助成は申請されないと対象になりません。条件に該当し、助成を希望される方は必要な手続きを行ってください。

(2) 障害（身体障害者手帳1級から2級程度、障害年金1級程度）の父の被扶養者になっている母と児童（父並びに母の所得が児童扶養手当の所得制限枠（一部支給）内のもの）を対象とした「母子家庭等医療費の助成制度」があります。詳しくは国保年金課窓口でお尋ねください。

(3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の期限が切れてから更新手続きをされると、その間の医療費助成は受給できません。

19 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 担当：福祉課

在宅の日常生活において常時介護が必要な身体的、精神的な障害をお持ちの方に、国や県から手当が支給されます。

1 対象者

この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。また、施設入所者及び長期入院者は、受給できません。なお、障害の内容により、診断書を提出いただいても手当を支給できない場合があります。一度、福祉課にご相談ください。

(1) 特別障害者手当

20歳以上で以下の項目のいずれかに該当する方

- ア 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を重複して有する方
- イ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- ウ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、加えて身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- エ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で以下の項目のいずれかに該当する方（障害年金の受給者を除く）

- ア 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方
- イ IQ20以下の方
- ウ 上記ア、イ同程度の障害又は病状で常時介護が必要な方

(3) 経過的福祉手当

20歳以上で従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方

2 愛知県における手当額上乘せ制度の種別

愛知県では、上記の手当支給対象者を以下の条件に応じてA～C種に分類し、国の手当金額に上乘せした手当額を支給しています。

(1) A種

身体障害者手帳の1級、2級とIQ35以下の判定が重複している方

(2) B種

身体障害者手帳1級、2級の方又はIQ35以下の判定の方

(3) C種

A種、B種以外の方

3 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- (3) 手当用診断書（福祉課窓口でお渡しします。不要の場合もあります。）
- (4) マイナンバーが分かるもの（同じ世帯の方の番号も確認できるものが必要）
- (5) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）
- (6) 公的年金等の収入金額が分かる書類

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給します。

5 手当の支給額（愛知県制度分も含む。カッコ内は令和7年3月までの支給額）

- (1) 特別障害者手当
 - A種：月額36,440円（35,690円）
 - B種：月額30,640円（29,890円）
 - C種：月額29,590円（28,840円）
- (2) 障害児福祉手当
 - A種：月額23,000円（22,590円）
 - B種：月額17,250円（16,840円）
 - C種：月額16,100円（15,690円）
- (3) 経過的福祉手当
 - B種：月額17,250円（16,840円）

6 手当の支給時期

年に4回（2月、5月、8月、11月の中旬）、支払月の前月までの分を支給します。

7 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをおとりください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	預金通帳（口座変更時のみ）、 マイナンバーが分かるもの、本人確認書類
資格喪失届	死亡、施設入所、3ヶ月超の入院時	遺族の預金通帳（死亡時のみ）、 マイナンバーが分かるもの、本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの
再認定手続	有期満了時	別途送付する案内で指示するもの

20 愛知県在宅重度障害者手当

担当：福祉課

在宅の重度の障害者の方に、愛知県から手当が支給されます。

1 対象者（IQ値は、療育手帳の判定によります。）

1種：身体障害者手帳1級又は2級で、IQ35以下の方

2種：身体障害者手帳1級又は2級並びにIQ35以下の方及び身体障害者手帳3級でIQ50以下の方

(1) 身体障害者手帳の初回交付時が、64歳以下の方に限ります。（2種のみ）

(2) この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限」】をご確認ください。

(3) 施設入所者及び長期入院者（医療機関への3ヶ月以上の入院）は受給できません。

2 申請に必要なもの

(1) 受給者名義の預貯金通帳

(2) 身体障害者手帳、療育手帳

(3) 課税標準額が確認できるもの（課税証明等、碧南市において課税状況の確認ができない方のみ必要）

(4) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

3 申請の流れ

(1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。

(2) 愛知県にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

4 手当の額

1種：月額15,500円

2種：月額 6,750円

5 手当の支給時期

年に3回（4月、8月、12月の下旬）、支払月の前月までの分を支給します。

6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをしてください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	預金通帳（口座変更時のみ） 本人確認書類
資格喪失届	死亡、施設入所、3ヶ月超の入 院時、県外転出時	遺族の預金通帳（死亡時のみ） 本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの

2 1 特別児童扶養手当

担当：福祉課

在宅の20歳未満の障害児を監護する保護者に、愛知県から手当が支給されます。

1 対象者

知的障害又は身体障害の状態（政令で定める程度以上）にある児童を養育している父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方

この手当は、所得制限があります。詳しくは【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限」】をご確認ください。

また、障害児が施設入所者又は年金受給者である場合は、受給できません。

(1) 児童の要件

ア 身体障害者手帳の1級から3級及び4級の一部を受けている児童及びこれに準ずる障害のある児童

イ 療育手帳のA、B判定を受けている児童

ウ 障害児福祉手当受給者

エ 次の障害等と診断され、日常生活に著しい制限を受けている児童

(ア) 統合失調症、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）及びてんかん等の精神障害

(イ) 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害及び学習障害等の発達障害

(ウ) 白血病、悪性リンパ腫等の血液・造血器疾患

(エ) 腎臓、肝臓、糖尿病の疾患

オ 上記と同等と認められるその他の障害により、日常生活に著しい制限を受けている児童

※障害の内容により、手当を支給できない場合があります。一度ご相談ください。

(2) 手当の種別

ア 重度（身体障害1、2級又は療育手帳A判定）

イ 中度（身体障害3級又は4級の一部、療育手帳B判定）

2 申請に必要なもの

(1) 特別児童扶養手当用診断書（不要の場合もあります）

(2) 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）

(3) 申請者名義の預貯金通帳

(4) 戸籍謄本（受給者及び対象障害児が記載されたもの）

(5) マイナンバーが分かるもの（同じ世帯の方の番号も確認できるものが必要）

(6) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

第4章 手当・年金等

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 愛知県にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

4 手当の額

	令和7年3月まで	令和7年4月から
重度	月額55,350円	月額56,800円
中度	月額36,860円	月額37,830円

5 手当の支給時期

12月から3月までの分を4月中旬に、4月から7月までの分を8月中旬に、8月から11月までの分を11月中旬に支給します。

6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをおとりください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	受給者・障害児の氏名、住所変更時	本人確認書類（氏名変更の場合は、戸籍謄本）
	口座の変更時	預金通帳、本人確認書類
転出届	県外転出時	本人確認書類
資格喪失届	受給者・障害児の死亡時 障害児の施設入所時	遺族の預金通帳（死亡時のみ）、本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの
再認定手続	有期満了時	別途送付する案内で指示するもの

22 児童扶養手当・遺児手当・こどもすこやか手当 担当：こども課

18歳到達年度までの児童を養育している方で、父又は母が重度の障害者である場合、児童扶養手当、遺児手当、こどもすこやか手当が受給できる場合があります。

世帯の状況、収入状況、障害の状態等により要件が異なります。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある方

2 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、こども課で確認してください。

23 心身障害者手当

担当：福祉課

市内に住所を有する心身障害者の方に手当が支給されます。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方かつ手帳の初回交付時に64歳以下の方

この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。

施設入所者についても、一部受給制限があります。

2 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (3) マイナンバーが分かるもの
- (4) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写真表示のあるもの1点又は健康保険証、年金手帳等の写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 市にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

4 手当の額

	身体障害者手帳	療育手帳のIQ	精神障害者 保健福祉手帳
月額4,000円	1級	IQ35以下	1級
月額3,500円	2級	IQ36以上 50以下	2級
月額3,000円	3級		
月額2,000円	4級から6級	IQ51以上 75以下	3級

5 手当の支給時期

年に3回（4月、8月、12月の下旬）支払月の前月までの分を支給します。

6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをしてください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	通帳（口座変更時のみ）、本人確認書類
資格喪失届	市外への転出	本人確認書類
	死亡	本人確認書類、遺族の預金通帳、遺族のマイナンバーが分かるもの、遺族の本人確認書類

24 障害年金

病気やけがで障害の状態になったとき、障害年金が受給できる場合があります。年金は、裁定請求をしないと受給できません。障害の状態になった疾病の初診日（65歳未満の期間に限る）に加入していた年金制度によって請求先等が異なります。

1 対象者

20歳以上で障害の状態になった方又は20歳前から障害の状態にある方
20歳前から障害の状態にある方に対する障害基礎年金は、所得制限があります。詳しくは【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限」】をご確認ください。

2 申請先・問い合わせ先

初診日に加入していた年金制度により異なります。

- (1) 国民年金（20歳前の障害を含む。）：年金事務所又は国保年金課
- (2) 厚生年金：年金事務所
- (3) 共済年金：加入していた共済組合

3 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なります。それぞれの申請先で確認してください。

4 障害基礎年金の受給要件 以下の3つの条件すべてを満たしている必要があります。

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。
- (2) 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること。20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

※納付要件・・・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

※納付要件の特例・・・令和8年3月31日までに初診日がある場合で、65歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

25 指定難病及び特定疾患見舞金制度

担当：福祉課

愛知県の特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票を所持し、現在治療を受けている方に見舞金を支給します。

1 対象者

10月1日（基準日）において碧南市に6ヶ月以上住所（住民登録）があり、かつ、愛知県が発行した特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方
※小児慢性特定疾患医療給付事業受給者票は対象になりません。

2 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当が支給されます。

4 見舞金の額

年5,000円

5 その他

- (1) この見舞金は、所得制限、併給制限はありません。
- (2) 見舞金は、1人につき年5,000円です。
- (3) 受給者票等を複数枚お持ちの方も、申請は年に1回までとなります。

26 心身障害者扶養共済制度

担当：福祉課

障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になられた場合に、障害者へ終身一定額の年金を支給する制度です。

1 対象者

知的障害の方、身体障害の方（1級から3級まで）、精神又は身体に永続的な障害のある方を現に扶養している保護者

2 加入に必要なもの

- (1) 加入等申込書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (2) 申込者（被保険者）告知書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (3) 障害証明書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (4) 障害者手帳、障害年金の証書等障害の種類及び程度を証明する書類
- (5) 住民票原本（保護者及び障害者のものの提出が必要）
- (6) 戸籍謄本原本（保護者と障害者が別世帯の場合のみ、それぞれのものが必要）
- (7) 年金管理者指定届書及び年金管理者の住民票原本（障害者が年金を管理することが困難な場合にのみ必要）

3 加入の流れ

- (1) 上記の「加入に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で手続きしてください。
- (2) 愛知県で審査のうえ、加入が承認された場合は、加入証書が交付され、毎月口座振替により掛金を納めていただきます。
- (3) 加入者、障害のある方に異動があった場合は、速やかに連絡をしていただきます。

4 掛金月額（平成20年4月1日以降に加入の場合）

保護者の加入時年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※1 2口まで加入できます。

※2 加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

※3 掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税等における保険料控除の対象となります。

5 年金の支給

加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から障害のある方に対し、1口当たり月額2万円（年額24万円）の年金が生涯にわたって支給されます。

6 弔慰金等の支給

1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある方が死亡した時は加入期間に応じて弔慰金が、5年以上加入した後に、加入者の申し出によりこの制度から脱退したときは一時金が支給される場合があります。

種類	加入期間	金額	
		平成19年度以前加入	平成20年度以降加入
弔慰金	1年以上5年未満	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上10年未満	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円

7 その他

- (1) 保護者の健康状態等によっては、加入できない場合があります。
- (2) 制度変更により、掛金額や年金額、弔慰金、一時金の額が変更になる場合があります。

27 在日外国人福祉給付金 担当：福祉課・高齢介護課

年金制度上、国籍要件などによって、国民年金の受給資格を得ることができなかった外国人の方に給付金を支給します。

1 対象者

- (1) 高齢者 大正15年4月1日以前の出生者のうち一定の要件にあたる外国人の方
- (2) 重度障害者 身体障害者（1級または2級）または知的障害者の方（A判定）のうち一定の要件にあたる外国人の方

2 給付金の額

- (1) 高齢者福祉給付金 月額1万円
- (2) 重度障害者福祉給付金 月額2万円

3 その他

詳しくはお問い合わせください。

28 手当、年金等の所得制限・併給制限

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、所得制限額を超える場合は、その年の8月分から翌年7月分まで（児童扶養手当、遺児手当、母子・父子家庭医療は11月分から翌年10月分まで、障害基礎年金は10月分から翌年9月分まで）受給することができません。

判定の対象となる所得＝前(々)年中の所得－各種所得控除

1 所得制限額

区分				扶養親族数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人目 以降の 加算額
(1)	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過の福祉手当	受給資格者		円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 380,000	
		配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000	
	特別児童扶養 手当	受給資格者		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000	
		配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000	
	心身障害者手当 ※	受給資格者		3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000	
(2)	児童扶養手当	受給資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000	
			一部支給停止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	
		配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
	遺児手当	受給資格者		2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	
		配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
	母子・父子家庭医療				2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
(3)	特別障害給付金 障害基礎年金※ (20歳前障害)	受給資格者	全部支給停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000	
			1/2支給停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000	
(4)	在宅重度障害者 手当	受給資格者		3,604,000					
		配偶者・扶養義務者		6,287,000					

令和2年度分所得より給与・年金所得から最大10万円差し引きます。（※を除く。）

2 所得制限額の加算

受給資格者又はその配偶者、扶養義務者について、扶養親族等に以下の人がいる場合は、当該扶養親族等一人につき、それぞれ上記の所得制限額に以下の加算があります。

所得確認対象	扶養親族等	(1)の給付	(2)の給付	(3)の給付	(4)の給付
受給資格者	老人扶養親族	100,000円	100,000円	480,000円	加算なし
	特定扶養親族	250,000円	150,000円	630,000円	加算なし
配偶者・扶養義務者	特定扶養親族※	60,000円	60,000円	加算なし	加算なし

※ 当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき、右欄の金額が加算されます。

3 前（々）年中の所得

所得額の計算方法は次のとおりで、収入額とは異なります。

- (1) 特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入に含めて所得の計算をします。
- (2) 児童扶養手当、遺児手当の場合は、養育費も所得に含めます。
- (3) 譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

4 各種所得控除

在宅重度障害者手当の控除額は、住民税の計算方法と同一の方法で算出します。

その他の手当の控除額は、住民税の計算方法と異なり、概ね次のとおりです。

- (1) 障害者（特別障害者）控除……………1人につき 270,000 円(400,000 円)
※ただし、市心身障害者手当において控除対象者が障害基礎年金を受給中（全額停止を除く）の場合には控除しません。
- (2) 寡婦・ひとり親控除……………270,000 円(350,000 円)
ア 母子・父子家庭医療は控除しません。
イ 遺児手当は受給者が父又は母の場合は控除しません。
ウ 児童扶養手当は受給者が父又は母の場合は控除しません。
- (3) 勤労学生控除……………270,000 円
- (4) 雑損・医療費・小規模企業共済控除・配偶者特別控除……………実額
- (5) 社会保険料控除
ア 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、
障害基礎年金（20歳前障害）、特別障害給付金、
市心身障害者手当の本人所得の場合……………実額
イ その他の場合……………80,000 円(保険料相当額)

5 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受給できない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

29 扶養控除の一部廃止に伴う自己負担額の算定

障害福祉サービス等の自己負担上限額の算定については、年少扶養控除や特定扶養親族に対する控除があったものとして計算されます（みなし控除）。

みなし控除で自己負担上限額を計算するもの

- 1 障害福祉サービス利用の自己負担限度額
- 2 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の自己負担限度額
- 3 補装具費の支給の自己負担限度額
- 4 特別児童扶養手当等の支給基準
- 5 措置入所、利用における自己負担限度額
- 6 精神障害者の措置入院費の自己負担限度額
- 7 軽度・中等度難聴児補聴器費用助成制度における自己負担限度額

30 障害福祉サービス等**担当：福祉課**

障害福祉サービス等は、障害のある人や、指定の難病のある人が、地域で安心して暮らせるよう提供されるサービスです。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の所持者。発達障害をお持ちの方や難病患者の方も受給できます。

ただし、介護保険対象者の方は、介護保険のサービスが原則優先されます。

2 障害福祉サービス

(1) 介護給付（利用にあたり、障害支援区分の認定が必要になります。）

ア 居宅介護

入浴、排せつ、食事の介護、家事に関する助言や相談、通院の介助等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

ウ 同行援護

移動に困難を有する視覚障害者の方に外出時に同行し、情報提供や移動の援護等の支援を行います。

エ 行動援護

障害により行動が困難で常時介護が必要な方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の介護等を行います。

オ 療養介護

病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする方に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

カ 生活介護

常に介護が必要な方に入浴や排せつ、食事の介護や創作等の活動を提供します。

キ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設へ入所します。

ク 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

ケ 施設入所支援

施設に入所している方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(2) 訓練等給付

ア 自立訓練（機能・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5章 障害福祉サービス等

イ 就労移行支援

就労を希望し、通常の事業所への就労が見込まれる方に、必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、必要な相談等の支援を行います。

ウ 就労継続支援A・B型

一般企業等での就労が困難な方に、生産活動等の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労された方に対し、就労の継続を図るために必要な企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行うとともに、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言を行います。

オ 自立生活援助

施設や共同生活援助等の施設を利用していた方が、居宅での自立生活のために、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、相談に応じるなどの必要な援助を行います。

カ 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を行う住居にて相談、日常生活上の援助を行います。

(3) 地域相談支援給付

ア 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するために必要な支援、相談を行います。

イ 地域定着支援

居宅にて単身等で生活する障害者の方に対し、相談を行います。

3 地域生活支援事業（地域で生活するための支援を提供します。）

(1) 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者の方が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などで外出する際に支援をします。

(2) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な方に日中活動の場を提供し、見守り及び社会適応訓練を行います。

(3) 生活サポート事業

障害支援区分が非該当となった方が地域での自立をはかるために、日常生活や家事に関する支援を行います。

4 障害児通所支援事業（児童福祉法）（障害児に対する訓練等を行います。）

(1) 児童発達支援

未就学児を日中施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している児童を授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対し集団生活への適応のための支援等を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

外出できない障害児の自宅等を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

5 制度利用の流れ

(1) まずは、相談をしましょう

サービスの利用を希望する方は、福祉課や碧南ふれあい相談支援事業所（社会福祉協議会内）にて相談を受けられます。手続きの詳細や事業所情報など、まずはご相談ください。連絡先は【巻頭 「相談窓口」】でご確認ください。

(2) 利用申請をしましょう。

必要なサービスを選択し、福祉課窓口で申請をします。

申請者は、利用者本人、利用者が18歳未満の場合は保護者です。本人の申請が困難な場合は、代理人による申請もできます。申請に必要なものはサービスにより異なります。その都度お問い合わせ下さい。

(3) 申請に基づき調査が行われます。

利用者の心身の状況や介護を行う方の状況などについて、認定調査員が利用者本人又は保護者から聞き取り調査を行います。

(4) 調査に基づき判定が行われます。（※区分認定が必要なサービスのみ）

調査結果に応じて市で一次判定を行います。一次判定結果及び医師意見書を基に、審査会で二次判定を行います。審査会は、障害保健福祉に詳しい委員で構成されます。

(5) 障害支援区分が認定されます。（※区分認定が必要なサービスのみ）

審査会の結果を受けて、障害支援区分が認定されます。

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1から6まで：数字の大きい方が重度）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが受けられるよう導入されています。

(6) サービス利用計画等の提出（※地域生活支援事業のみを利用する場合は不要）

サービスの利用計画を提出します。相談支援事業所等（指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）が計画を作成し、福祉課に提出されます。（※1）

(7) 支給が決定され、「受給者証」が交付されます。

聞き取りを行った内容やサービス利用計画を審査し、支給が適当と認められたときは、サービスの支給量や支給期間、利用者負担額などが決定され、その内容が記載された「受給者証」が交付されます。受給者証の内容に変更があった場合、利用者が市外へ転出された又は亡くなられた場合は、受給者証の変更、返還等の手続きが必要です。福祉課窓口へお越しください。

ア 障害福祉サービスの場合 「障害福祉サービス受給者証」

イ 地域生活支援事業の場合 「地域生活支援事業受給者証」

ウ 障害児通所支援事業の場合 「通所受給者証」

(8) 事業者・施設と契約します。（※1）

支給が決定したら、事業者・施設に「受給者証」を提示して、サービスを利用するための契約を行います。契約はサービス内容をよく確認してから行ってください。

第5章 障害福祉サービス等

(9) サービスを利用します。

サービスは決められた量（支給量）や期間（支給期間）の範囲内で利用ができます。利用者も事業者や施設の利用状況を確認しておく必要があります。

(10) 利用者負担額を支払います。

利用者又は扶養義務者は、サービス利用料を事業者・施設に支払います。個別に利用者負担上限月額が設定されます。詳細は、【6 利用者負担額】をご確認ください。

※1 市内の指定特定相談支援事業所、事業者・施設については、【90ページ 「75 碧南市内の障害者（児）関係施設・事業所」】でご確認ください。

また、「碧南市自立支援協議会こども部会」で作成を行った「きつずサービスガイド」では障害児向けの事業所情報を掲載しています。詳しくはホームページをご覧ください。URL：<https://hekinan-shakyo.jp/kidssupport/>



6 利用者負担額

利用したサービスに応じて利用料の1割を負担していただきます。所得に応じて以下の3区分の月額負担上限額が設定されます。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※サービス利用料以外の雑費及び食費等については自己負担となります。ご注意ください。詳しくは事業所ごとに異なります。事業所へご確認ください。

(1) 各所得区分における負担上限月額

所得区分	対象者の世帯	負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般	市民税課税世帯	障害者本人が18歳未満で、市民税の所得割の世帯合計が、 <u>28万円</u> 未満	4,600円
		障害者本人が18歳以上で、市民税の所得割の <u>本人と配偶者</u> の合計が、 <u>16万円</u> 未満（施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。）	9,300円
		上記以外	37,200円

(2) 児童発達支援事業等の無償化

3歳児から5歳児までの児童に対する障害児通所支援事業費は、上記に関わらず無償で提供できます。

(3) 施設入所者、グループホーム利用者

施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者で、所得・住所・資産要件を満たしている場合、定率負担部分を軽減する個別減免があります。

3 1 補装具

担当：福祉課

補装具とは、身体障害者(児)や難病患者の身体機能の失われた部分を補うための器具で、補装具の購入、修理及び貸与に対する費用の助成（補装具費の支給）を受けることができます。

1 補装具費の対象となる物品

義肢（義手、義足）、装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

2 対象者

身体障害者手帳所持者又は難病患者

※障害の内容、程度、年齢等により対象にならない補装具があります。事前にご確認ください。

※介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※購入等した後での申請はできません。事前にご相談ください。

3 申請に必要なもの

- (1) 見積書（事業者は市との契約が必要です。手続等は事前にご確認ください。）
- (2) マイナンバーが分かるもの
- (3) 本人確認書類（本人以外が申請手続きを行う場合に提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。））
- (4) その他補装具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）

4 申請の流れ

- (1) 医師・補装具業者等と補装具の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
 - (2) 上記の「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
 - (3) 補装具の種類、内容によっては西三河福祉相談センターで判定を受けます。
 - (4) 市から補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券が交付されます。
 - (5) 支給券を業者へ提示し、補装具を受け取り、自己負担額を業者に支払います。
- ※申請から支給券の交付までの期間は、判定が不要な場合は1週間～2週間程度、判定が必要な場合は1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

第6章 日常生活の支援

5 費用

補装具作成等にかかった費用（品目ごとに定められた基準額の範囲内に限る）の1割を自己負担していただきます。また、世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。

※令和6年4月1日より18歳未満の児童の補装具に対する所得制限は撤廃されました。

6 利用者負担上限月額

所得区分	対象者の世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
対象外	市民税課税世帯のうち市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯	対象外

- (1) 世帯の範囲は、18歳以上の障害者は、本人とその配偶者、18歳未満の障害児は保護者の属する世帯員全員です。
- (2) 支給の可否を判定する市民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除が適用される前の市民税所得割額から、18歳までの扶養親族がいる場合、みなし控除額を再算定した額です。
- (3) 定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

32 日常生活用具

担当：福祉課

日常生活用具とは、日常生活を送る上で、障害があることにより必要となる用具で、日常生活用具購入に対する費用の助成又は日常生活用具を支給します。

1 日常生活用具の対象となる物品

特殊寝台、特殊マット、エアーマット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状のつえ）、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー（ポータブル電源を含む）、点字ディスプレイ、携帯用会話補助装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、情報・通信支援用具、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、人工喉頭、人工内耳スピーチプロセッサ（付属品を含む）、ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器、居宅生活動作補助用具

2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者。障害の内容、程度、年齢等により対象になる日常生活用具が違います。

3 申請に必要なもの

- (1) 見積書（事業者は市との契約が必要です。事前にご確認ください。）
- (2) 課税証明等所得が確認できるもの（碧南市で課税状況の確認ができない者のみ）
- (3) その他日常生活用具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）
- (4) 医師の意見書（難病患者等の場合）

4 申請の流れ

- (1) 医師・日常生活用具業者等と日常生活用具の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
- (2) 上記「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 市から日常生活用具支給決定通知書及び日常生活用具給付券が交付されます。
- (4) 給付券を業者へ提示し、用具を受け取り、自己負担額を業者に支払います。

※申請から給付券の交付までの期間は、1週間～2週間程度かかります。

※費用負担について補装具と同様になります。前のページを参照ください。

※介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※購入後の申請はできません。事前にご相談ください。

33 軽・中等度難聴児用補聴器

担当：福祉課

軽度、中等度の難聴を持った児童に対し、言語の取得、言語や精神の発達、学力の向上などを支援するため、補聴器の購入又はイヤモールドの修理に対する費用助成を行っています。

1 対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 18歳未満の方
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - (3) 医師から補聴器装用の必要性を認められた方
- ※購入、修理後の申請はできません。事前にご相談ください。

2 申請に必要なもの

- (1) 見積書（市と契約している事業者が対象となります。事前にご確認ください。）
- (2) 医師の意見書（様式は福祉課窓口でお渡しします。ただし、イヤモールドの交換を行う場合は不要）

3 申請の流れ

- (1) 医師・補聴器業者等と補聴器の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
- (2) 上記の「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 市から決定通知書及び助成券が交付されます。
- (4) 助成券を業者へ提示し、補聴器を受け取ると共に自己負担額を業者に支払います。

4 助成の額

補聴器購入にかかった費用の3分の2の額を助成します。

ただし、1個あたりの助成の額が39,000円を超えるときは、39,000円とします。なお、助成対象は2個までとなります。

34 福祉機器のリサイクル

担当：社会福祉協議会

碧南市社会福祉協議会では、福祉機器のリサイクルの仲介を行っています。福祉機器を譲りたい方、譲って欲しい方に登録をしていただき、該当があった場合にご紹介します。

1 対象者

福祉機器、福祉用具を譲りたい方、譲って欲しい方等 どなたでも。

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-1198
FAX 0566-48-6522

3 利用の流れ

(1) 福祉用具を譲りたい方

譲りたい福祉用具を「譲ります」に登録します。

※電動ベッド等の大型の現物は、自宅での保管となります。

(2) 福祉用具を譲って欲しい方

譲って欲しい福祉用具を「求めます」に登録します。

35 障害者訪問入浴サービス事業

担当：福祉課

ご自宅に浴槽を持ち込み入浴及び洗髪のサービスを行います。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1級又は2級の65歳未満の方で、訪問入浴サービスが必要と認められた方
- (2) 難病患者で(1)と同程度の障害を有していると医師が証明した方

2 利用料

無料（実施に要する水道代、電気料等は、利用者負担となります。）

3 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 入浴の可否に関する意見書（主治医が作成、福祉課窓口でお渡しします。）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、利用が適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

5 その他

- (1) 市と契約している事業者での利用が対象となります。事前にご確認ください。
- (2) 利用の際は、家族の方が立会い、介助に当てる必要があります。
- (3) 着替え、バスタオル、タオル、洗面器等をご用意いただきます。

36 日常生活自立支援事業

担当：社会福祉協議会

福祉サービスに関する利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用手続きや通帳・印鑑の保管をお手伝いします。

1 対象者

認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者などで、契約等の判断をすることが不安な方や金銭管理、書類管理等に不安のある方

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3701
FAX 0566-48-6522

3 利用料

- (1) 1回 1,200円 ※生活保護世帯は無料
- (2) 通帳等の保管は年間3,000円（月額250円）
※相談や、支援計画の作成などは無料です。

4 利用の流れ

- (1) 利用を希望される方は、社会福祉協議会へご相談ください。
- (2) 社会福祉協議会の「専門員」が面接をさせていただき、利用を希望される方のご希望や状況をうかがいながら、「支援計画」（サービス内容を定めたもの）を作成します。
- (3) この支援計画によるサービスで合意できれば、「契約書」を取り交わし、支援が開始されます。

37 家具等転倒防止事業

担当：高齢介護課

地震発生時の家具等の転倒を防止するために、金具等で固定をします。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1又は2級の方
- (2) IQ35以下の方（IQ値は、療育手帳の判定によります。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

2 利用料

無料

3 内容

転倒防止用の固定金具等の取付け。

※家具の連結、柱、梁、鴨居又は壁等への固定で、対象となる家具は洋服だんす、和だんす、整理だんす、茶だんす等の家具5点まで

4 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

5 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、シルバー人材センターから家具の固定に伺います。

6 その他

- (1) 借家・アパートにお住まいの方は、家主の了解が必要です。
- (2) 対象者以外の方も実費で取付けできます。シルバー人材センター窓口でお尋ねください。

シルバー人材センター 電話0566-46-3703

38 火災警報器設置事業

担当：福祉課

重度の障害者の方のみで構成される世帯へ、日常生活の安全のために火災警報器を支給及び設置します。

1 対象世帯

(1)から(4)までに該当する方のみで構成される世帯

- (1) 身体障害者手帳1又は2級の方
- (2) IQ35以下の方（IQ値は、療育手帳の判定によります。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 難病患者で(1)から(3)と同程度の障害を有していると医師が証明した方

2 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

3 利用料

支給及び設置共に無料

4 設置数

住宅用火災警報器の設置は、1世帯につき3個（2階以上の階に寝室がない場合は2個）設置します。

5 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、設置日の日程調整を行います。
- (3) シルバー人材センターから火災警報器の固定に伺います。

39 訪問理容サービス

担当：高齢介護課

理容店へ一人で出かけることの出来ない方を理容業者が訪問し、散髪とひげそりを行います。

1 対象者

- (1) 在宅で生活をしている65歳以上のねたきりまたは重度の認知症の状態が3ヶ月以上継続している方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の方で、理容店へ行くことが出来ないと認められる方

2 利用料

無料 ※年間最大4回分の利用券を発行します。

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳（お持ちの方のみ）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、高齢介護課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、利用券を発行します。

40 寝具洗濯乾燥サービス

担当：高齢介護課

寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと毎月取り替えます。

1 対象者

在宅の方で次の(1)から(3)のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のねたきりの状態、又は重度の認知症の状態の方
- (2) 65歳以上のひとり暮らしの方で特にサービス利用が必要と認められる方
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の方若しくは療育手帳A判定に該当する満18歳以上の方

2 利用料

無料

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ。）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、高齢介護課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

4 1 障害者歯科診療所

碧南市では障害のある方に安心して歯科診療をしていただけるように障害者歯科診療所を開設しています。バリアフリーで診療台まで車いすで行くことができます。

1 診療日時

毎週木曜日（祝日・お盆・年末年始を除く。）午後1時30分から午後5時まで

2 申込み

時間予約制です。予約の上、診察を受けてください。

- (1) 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに、碧南市健康課（保健センター）にご連絡ください。

碧南市保健センター 電話0566-48-3751

（祝日・年末年始を除く。）

- (2) 木曜日午後の診療時間中は、障害者歯科診療所にご連絡ください。

障害者歯科診療所 電話0566-46-3700

3 所在地

碧南市前浜町4丁目22番地

電話0566-46-3700

4 その他

- (1) 健康保険証及び障害者医療費受給者証の発行を受けている方はご持参ください。
(2) 初診の方は介護者の方の同伴をお願いします。
(3) 当日の担当医など詳しくは以下の碧南歯科医師会ホームページをご確認ください。

<http://www.hekinan-dental.com/>



- (4) ねたきりの方等のために、在宅訪問歯科診療を行っている歯科診療所もあります。詳しくは、かかりつけの歯科診療所又は碧南市保健センターにお問い合わせください。

42 サポートシート・(ぷち)サポートブック **担当：福祉課**

(ぷち)サポートブックとは、お子さん（ご本人）が初めて接する人（先生や支援員）に特性や接し方を知ってもらうための情報を書いておくものです。

サポートシートとは、サポートブックをより簡易にし、学齢期に関する欄を設けました。保護者の方がお子さんの状態を記入することで情報整理に役立つこと、また、整理された情報を基に懇談会など先生方との情報交換の場でも活用することができます。

1 対象者

支援が必要なお子さんをお持ちの保護者の方

2 入手方法

福祉課窓口でお渡しします。また、福祉課社会福祉系のホームページでもダウンロード可能です。

3 使い方・作成上の注意

- (1) サポートブックを入手したら、クリアファイルに入れて活用することをおすすめします。成長に合わせて容易に作り換えが可能です。
- (2) 全てを書く必要はありません。伝えたいポイントから書いてみてください。
- (3) お子さんに対する思い、苦労話などさまざまなエピソードがあると思います。簡単には語れないでしょうが「保護者の本人に対する思い」の欄に、保護者の方の心を整理する場として活用していただくこともおすすめします。
もちろん！本人の特性は忘れずに。

4 活用方法

入園入学、進級、就労、事業所への入所などの際に新しい先生、事業者、支援者の方に見ていただく等の使い方ができます。

43 介護マークの配布

担当：高齢介護課

高齢の方などを介護している場合、周りから見ると介護していることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。

介護中であることを周りに知ってもらいたいときにご活用ください。

1 対象者

高齢者等を介護している家族の方（認知症の程度や障害の種別を問いません）

2 配布物

介護マーク、ストラップホルダー（首にかけられるケース）

3 使用例

- （1）介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- （2）駅や公共施設でトイレに付き添うとき
- （3）男性介護者が女性用下着を購入するとき

4 申請の流れ

高齢介護課での申請時に介護マークをお渡しします。

【介護マーク】



4 4 ヘルプカードの配布

担当：福祉課

障害や高齢等により、必要な支援について自ら伝えることが困難な人が、緊急時や災害時に支援者に提示することで支援を円滑に受けられるために活用するものです。

1 対象者

障害や高齢等により支援や配慮が必要な方（障害者手帳の有無や障害の種別、介護保険における認定区分を問いません）

2 使用方法

カードサイズに折りたたみ財布や障害者手帳の中などに入れて携帯し、災害時や緊急時、日常でお困りの際にご提示ください。

また、ビニールケース（名札のように首から下げておくもの）に入れて身に着けていると周りの方に見てもらいやすくなります。

3 配布方法

対象者のうち、必要な方へ1人1枚配布（無料、郵送不可、代理受領可）又は福祉課ホームページからダウンロードしてください。

4 配布場所

市役所（福祉課、高齢介護課）、保健センター、へきなん福祉センターあいくる
※印鑑等の持ち物は不要

【ヘルプカード（記載例）】

おねがいしたいこと (自由記載欄) □ 周りかうるさいとバニッパになります □ 親や知人、人がいれば落ちてい過ぎます □ 薬を欠かすことができません □ シェアやよく常にならぬので、座らせてくれるか、寝かせてくれるとうれしいです □ ゆっくり言わせば言葉は理解できます □ あまり重荷にならない時は手をひいてください □ アレルギーがあります(小麦) □ 緊急連絡先へ連絡してください □ 中面に情報が記入してあります	あなたの支援が必要です。 ヘルプカード   碧南市 Hekinan City
ふりがな 名前(なまえ) へきなん 太郎 住 所 碧南市 〇〇町 〇丁目 〇番地 生年月日 平成 13 年 4 月 1 日 電話番号 0566-00-0000 血液型 A 型 (Rh+)・- 性別 (男)・女 緊急連絡先(続柄) *保護者・親族等 碧南一郎(父) 090-0000-0000 碧南花子(母) 090-0000-0000 〇〇株式会社(母勤務先) 0566-00-0000	しょうがい 病名 ① 糖尿病・高血圧 ② 自閉症スペクトラム症・ADHD かかりつけ医療機関 ① 〇〇市民病院 (00-0000) ② 〇〇メンタルクリニック (00-0000) 処方薬 ① ヌーロレプ 250mg 2T・アジスロ 20mg 1T ② エビリファイ 1mg 3T その他の情報 アレルギーがあります(小麦)

5 ヘルプマークについて

ヘルプマークについては、【86 ページ 「73 障害者に関するマーク」】でご確認ください。

45 NET119(ネット119)緊急通報システム 担当：衣浦東部広域連合消防局

聴覚又は音声・言語機能等に障害があり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォン等からインターネット回線を利用して音声を用いることなく119番通報ができるシステムです。

このシステムでは、通報時に事前登録した情報やGPSによる位置情報や画像を送ることができるほか、チャット機能を利用してお話も可能です。

1 対象者

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）に在住又は在勤、通学中の聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

衣浦東部広域連合消防局 通信指令課
〒448-8677 刈谷市小垣江町西高根204番地1
電話 0566-63-0138
FAX 0566-63-5731

3 事前登録について

このシステムを利用するためには事前登録が必要です。利用に必要な事項については「Net119 緊急通報システム利用規約」に記載しています。必ず内容をご確認ください。
<https://www.kinutoh.jp/shobo/tsushin/kyukyu/119ban/documents/net119riyokiyaku.pdf>



事前登録は、通信指令課へお越しください。その際には119番要請用の端末を一緒にお持ちください。

4 その他

- (1) NET119緊急通報システムは、インターネット回線を利用したシステムのため、通信事業者のメンテナンスや障害によってサービスが停止する場合があります。
- (2) 音声で119番通報することに支障がない方はご利用いただけません。
- (3) 利用対象者が通報する場合のみご利用いただけます。
- (4) すでに管轄外で同サービスに登録されている場合でも通報が可能（相互接続されている場合に限る）です。
- (5) 登録時の通信料や通報時の通信料は、自己負担になります。その他の費用は掛かりません。
- (6) スマートフォン、携帯電話の対応機種に要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。

46 FAX・Eメールによる119番通報

担当：衣浦東部広域連合消防局

聴覚障害のある人、急に声が出なくなった時など、通常の電話での通報が難しい方からの119番通報をFAX・Eメールで受け付けます。緊急時のみ利用できます。

1 対象者

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）に在住又は通勤、通学中の聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

衣浦東部広域連合消防局 通信指令課

〒448-8677 刈谷市小垣江町西高根204番地1

電話 0566-63-0138

FAX 0566-63-5731

3 利用の流れ

【FAXで119番通報する場合】緊急連絡先 FAX：119

- (1) 事前に「緊急通報ファックス用紙」を、お近くの消防署でお受け取りください。衣浦東部広域連合消防局のホームページからダウンロードすることもできます。
 - (2) 緊急通報が必要な場合、用紙に通報内容を記入し、119にFAX送信します。
通報用紙がない場合は、どんな紙でも構わないので、①火事か救急か②発生場所の住所③発生場所の住所や世帯主氏名④おかけのFAX番号⑤通報者の氏名⑥救急の場合、意識呼吸の有無、症状、年齢、性別⑦火災の場合、何がどのくらい燃えているか、を漏れなく記入して送信してください。
 - (3) 緊急通報FAXを送信すると、消防局から返信FAXが送られてきます。
- ※火事の場合は通報後にすぐに避難してください。救急の場合は待っていてください。

【Eメールで119番通報する場合】

原則、メール119の新規登録は行っておりませんが、Net119にご利用の端末の都合上で登録することができない方、またはその他の事情によりメール119の登録を希望される方は通信指令課にご相談ください。

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）にお住まい又は通勤、通学中の方で、聴覚又は音声・言語機能等に障害のある方が事前に登録することをご利用いただけます。

4 その他

- (1) FAX・メール通信料は利用者の負担となります。
- (2) 利用可能範囲は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び、高浜市内です。

47 110番アプリ・FAXによる110番通報 担当：愛知県警察本部

聴覚や言語機能に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方からの110番通報を、スマートフォンやフィーチャーフォンのアプリシステム・FAXを利用して文字や画像で受け付けます。

1 対象者

聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

愛知県警察本部通信指令室

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html>



3 利用の流れ

(1) 携帯電話のアプリシステムを利用する場合

ア 通報前にスマートフォンの方は「110番アプリ」のダウンロード、フィーチャーフォンの方は <http://mobile110.npa.go.jp> へのアクセスをし、通報者の情報を事前登録してください。



イ 通報時は通報者と愛知県警察が対話方式（チャット）で通報確認を行います。

(2) FAXで110番通報する場合

ア 「FAX110番記入用紙」をホームページから印刷してください。

イ 緊急通報が必要な場合、「FAX110番記入用紙」に通報内容を記入の上、FAXを0120-110-369に送信します。

4 その他

(1) 通信料は、利用者の負担となります。

(2) 110番アプリシステムは、携帯電話以外からのアクセス（パソコン、PHS等）は出来ません。

(3) 緊急事態以外では、絶対に利用しないでください。

(4) 通報は、愛知県内の事件・事故に限られます。

48 災害用電話サービス

担当：危機管理課

避難指示や避難所開設などの情報は、へきなん防災メールや碧南市LINE公式アカウントなどでお知らせしていますが、障害があるなどによりメールやLINEの確認が困難な方などに対して、自宅の固定電話へ電話でお知らせします。

避難所開設などがあった際に、時間帯や居住地区に関係なく、サービスに登録されているすべての方へ一斉に、電話でお知らせするものです。サービスの利用に料金はかかりません。



1 対象者

碧南市内に居住し、以下のいずれかに該当する方

- (1) 障害があるなどにより、メールやLINEの確認が困難
- (2) 世帯に携帯電話やスマートフォンでメールを受信できる人がいない
- (3) 世帯に携帯電話やスマートフォンでメールを受信できる人はいるが、日中不在

2 配信内容

避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
避難所開設

3 留意事項

- (1) 深夜も含め、時間帯を問わず電話配信されます。
- (2) 居住地区以外の情報も電話配信されます。

4 申請の流れ

危機管理課窓口にある申請書を記入・提出してください。

申込者から、申請の同意が得られている場合は、代理申請も可能です。

5 その他

- (1) 固定電話を対象にしたサービスのため、固定電話以外の電話は登録できません。
- (2) メールやLINEの受信・確認ができる方は、へきなん防災メールや碧南市LINE公式アカウントの登録をお願いします。
- (3) 登録後に携帯電話などを持たれた場合や、携帯電話などを持つ人が同居した場合は、登録の解除をお願いします。

49 福祉タクシー料金の助成

担当：福祉課

電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）が通院等にタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する制度です。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳 1級から3級までの方
- (2) 療育手帳 A判定又はB判定の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級の方

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方（受ける予定の方）は、助成の対象となりません。

※福祉タクシー料金の助成を受けている方は、高齢者タクシー料金の助成（高齢介護課）の対象となりません。

2 申請先・問い合わせ先

碧南市役所 福祉課

3 交付枚数

1ヶ月当たり2枚。ただし、所持している手帳の障害に関係して週に1回以上通院している場合は1ヶ月あたり4枚、週に3回以上通院している場合は1ヶ月当たり8枚と割り増しして交付します。

4 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (2) 通院報告書（所持している手帳の障害に関係し、週1回以上定期的に通院しており、割り増しして交付を希望する場合のみ必要。ただし、人工透析を受けている方は不要）

5 申請の流れ

- (1) 障害に関係して週に1回以上通院している場合で、割り増し交付を希望する場合は、主治医に「通院報告書」を記載してもらいます。
- (2) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所に申請してください。
- (3) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、すぐに「福祉タクシー利用助成券」をお渡しします。

6 介護タクシー利用上の注意

- (1) 介護タクシーは、車いす又はストレッチャーでの移動が必要な方が対象となります。
- (2) 事前に予約が必要な場合があります。各タクシー業者にお問い合わせ下さい。

第7章 社会参加の促進

7 利用できるタクシー業者

(1) 三光陸運（株）	TEL 0566 - 41 - 0690	
(2) 名鉄知多タクシー（株）	TEL 0569 - 37 - 1112	
(3) 愛知みどり交通（株）	TEL 0566 - 41 - 2424	
(4) 刈谷交通（株）	TEL 0566 - 21 - 4503	
(5) （株）エクスプレス・サービス	TEL 0566 - 74 - 6677	
(6) 大興タクシー（株）	TEL 0566 - 21 - 3418	
(7) 名鉄タクシー	TEL 0570 - 010 - 252	
(8) ほほえみケア輸送	TEL 0566 - 41 - 6262	※介護タクシーのみ
(9) こうしん介護タクシー	TEL 0120 - 47 - 1148	※介護タクシーのみ
(10) アークケアタクシー	TEL 0563 - 57 - 3202	※介護タクシーのみ
(11) 介護福祉タクシーこうえい	TEL 0800 - 200 - 7400	※介護タクシーのみ
(12) ふくしタクシーたまるや	TEL 0566 - 42 - 9247	※介護タクシーのみ
(13) 介護福祉タクシーカルカル	TEL 080 - 9493 - 2991	※介護タクシーのみ
(14) リフト付介護タクシー福祉の足	TEL 0562 - 92 - 4886	※介護タクシーのみ
(15) ニコニコ介護タクシー	TEL 080 - 9732 - 2525	※介護タクシーのみ
(16) あらかわさん家の福祉タクシー	TEL 080 - 5253 - 0294	※介護タクシーのみ
(17) 介護タクシーみらい	TEL 0562 - 47 - 4165	※介護タクシーのみ
(18) 介護タクシー豊心～信～	TEL 070 - 8529 - 2479	※介護タクシーのみ
(19) ヘルパーステーション kakehashi	TEL 0563 - 65 - 0507	※介護タクシーのみ
(20) サボテン介護タクシー	TEL 070 - 4729 - 0207	※介護タクシーのみ
(21) テイクケア安城	TEL 0566 - 74 - 0521	※介護タクシーのみ
(22) 介護タクシーさくら	TEL 0120 - 396 - 015	※介護タクシーのみ

8 その他

- (1) 1回の乗車につき、利用券は2枚まで使うことができます。（ただし、おつりは出ません）
- (2) 必ず、手帳を携帯してください。
- (3) 福祉タクシー利用券を交付する際は、当該年度末までの分を一括して交付します。利用券は当該年度しか利用できません。翌年度以降も継続して利用を希望される場合は、再度申請をしてください。

50 福祉有償運送

担当：福祉課・高齢介護課

公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に有償で運送を行うサービスです。

1 対象者

移動制約者で次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護認定2以上の方
- (2) 身体障害者手帳の視覚障害1級から4級まで、体幹機能障害1級から3級までの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 療育手帳A判定の方

※上記以外でも要介護・要支援認定者や事業対象者、その他障害を有する方も状態によっては対象となる場合があります。

2 実施事業所

NPO法人大樹の会

西尾市矢曾根町下前田3番地1 電話0563-53-9597

3 申し込み先

上記事業所へ直接申し込みをして下さい。

4 その他

利用するにあたり、上記事業所の会員になることが必要です。

5 問い合わせ先

- (1) 要介護認定を受けている方は、碧南市役所 高齢介護課高齢福祉係
- (2) 障害手帳をお持ちの方は、碧南市役所 福祉課社会福祉係

5 1 手話通訳者・要約筆記者の派遣

担当：福祉課

病院を受診するとき等に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

1 派遣の対象

聴覚障害、音声言語機能障害、難病患者の方等が以下のような事項で手話通訳者・要約筆記者を必要とする場合

- (1) 公共交通機関等の相談手続に関する事項
- (2) 医療機関等の医療に関する事項
- (3) 公共職業安定所等の職業に関する事項
- (4) 学校等教育に関する事項
- (5) その他特に必要と認める事項

2 利用料

無料

3 申請に必要なもの

申請書（市役所福祉課の窓口でお渡しします。また、福祉課のホームページでもダウンロード可能です。）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、利用したい日の7日前までに市役所へ申請してください。
- (2) 審査のうえ、派遣が適当と認められた場合は、派遣する手話通訳者・要約筆記者を決定し、通知します。
- (3) 派遣当日、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

5 その他

- (1) 手話通訳者・要約筆記者は指名できません。
- (2) 派遣は愛知県内に限り、1日8時間以内とします。
- (3) 派遣の根拠となる書類の提出をお願いする場合があります。
- (4) 利用希望日の7日前までに申請できない場合は、派遣できない場合があります。

52 声の広報

担当：福祉課

「広報へきなん」の内容をCDに録音し、毎号ご自宅にお届けします。（返送は不要）

1 対象者

碧南市在住の視覚障害者

2 利用料

無料（郵送料も無料）

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳

4 申請の流れ

- （1）上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- （2）郵送先等確認後、利用が開始されます。

5 その他

郵送先はご自宅のみ可能です。勤務先等に郵送することはできません。

53 自動車運転免許取得費助成

担当：福祉課

身体に障害のある方が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を助成します。

1 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、以下のいずれにも該当する方

- (1) 就労、通院、通学等のために普通自動車運転免許を取得しようとする方
- (2) 自動車教習所等において技能を習得し、免許を取得した方

2 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 自動車教習所等が作成した免許取得に要した費用を明らかにしたもの
- (4) 本人名義の預貯金通帳

3 申請の流れ

- (1) 免許取得後6ヶ月以内に、上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、助成金が支給されます。

4 助成金の額

免許を取得するために要した費用の額の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、その額が10万円を超えるときは、10万円

5 その他

普通自動車運転免許取得のみ対象となります。

5 4 自動車改造費補助金

担当：福祉課

身体に障害のある方が、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合（本人運転の場合）や、自ら運転できない重度の障害者が改造された自動車を購入等する場合（介護運転の場合）に、必要な経費の一部を補助します。

1 対象者

(1) 本人運転の場合

身体障害者手帳をお持ちの方で道路交通法第91条の規定により、身体障害を理由としてその障害内容に応じて免許に必要な条件が付されている場合

(2) 介護運転の場合

身体障害者手帳が下肢又は体幹機能障害等級の1級又は2級に該当する方で、手帳記載の障害が原因により車いすを常時利用する場合

2 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）
- (4) 改造の箇所及び経費を明らかにした見積書及びそのカタログ（図面）等
- (5) 本人名義の預貯金通帳
- (6) 所得状況が確認できるもの（転入者のみ、課税証明等が必要となります。）

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、改造後、補助金が支給されます。

4 助成金の額

自動車の改造に要した費用の額（その額が10万円を超えるときは、10万円）

5 その他

- (1) この補助金は、所得制限があります。所得制限の額は【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限」の所得制限額欄の「特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当」欄と同じです。
- (2) 改造の対象は、免許の条件が付されている内容に準じて必要な改造ができます。
- (3) 改造後の申請はできません。事前にご相談ください。

55 車いすの貸出し

担当：社会福祉協議会

病気、ケガ、旅行等で一時的に必要とする方に、車いすをお貸しします。

1 対象者

病気、ケガなどで一時的に車いすを必要とする碧南市在住の方
(長期的に車いすが必要な方で、介護保険のレンタル又は障害者の補装具費の給付を受けられる場合、そちらをご利用ください。)

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3702
FAX 0566-48-6522

3 利用料

無料(ただし、貸出期間中の破損、パンク等の修理代は負担していただきます。)

4 貸出期間

1ヶ月以内で必要な期間

5 申請に必要なもの

申請書(社会福祉協議会窓口でお渡しします。)

6 申請の流れ

- (1) 社会福祉協議会で申請してください。
- (2) その場で車いすをお貸しします。

7 その他

- (1) 事前の予約は不要です。
- (2) 用意してある車いすは普通型車いすのみです。詳しくはお問合せください。
- (3) 車いすの運搬は、申請者に行っていただきます。

56 車いす専用車「ふれあい号」の貸出し

担当：社会福祉協議会

車いす利用者が、車いすに乗ったまま車に乗り込める車いす専用車「ふれあい号」の貸出を行っております。病気・ケガ・旅行等で一時的に必要とする方に、車いす専用車をお貸しします。

1 対象者

- (1) 碧南市内に住所を有する、車いす使用者または運転者
- (2) 市内の福祉団体及び福祉施設
- (3) その他、社会福祉協議会の会長が必要と認めた方

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3702
FAX 0566-48-6522

3 利用者の負担

- (1) 燃料費等として走行距離30kmまで300円、30kmを越え10km毎に100円
- (2) 有料道路等の通行料、駐車料金等は利用者の負担となります。

4 貸出期間

原則として4日以内です。

5 申請に必要なもの

運転者全員の運転免許証

※運転手は、運転経験1年以上の方をご自分で確保してください。

6 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、社会福祉協議会で申請してください。
- (2) 手続き完了後、車いす専用車をお貸しします。初めて利用される時は、使い方のご説明をいたします。時間に余裕を持ってお越しください。
- (3) 利用終了後、利用料金の精算をします。次の方のためにきれいにご使用ください。場合によっては掃除等をしていただくことがあります。
※貸出及び返却は、土・日・祝日、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時までの間に社会福祉協議会事務所で受付しています。

7 その他

- (1) 利用日の属する月の2ヶ月前から電話にて予約することが出来ます。なお、一度に2回分の予約ができます。
- (2) 車いす専用車は普通車（シエンタ）と軽自動車（ワゴンR、スペーシア）です。

57 駐車禁止等除外指定車標章

担当：警察署 交通課

駐車禁止等除外指定車標章を車両前面の見やすい箇所に掲出して駐車することで、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外をして、身体等の障害により歩行が困難な方が、病院等への通院や日常生活活動の買い物等に際し、駐車可能な場所から目的地への移動において、身体的な苦痛を軽減するためのものです。

1 申請先・問い合わせ先

碧南警察署 交通課 碧南市松本町26番地1

電話 0566-46-0110

2 申請に必要なもの

※障害の程度によって必要なものが変わります。申請前に問い合わせください。

(1) 障害者手帳等(原本)及びその写し

※写しには、手帳に記載された「写真・氏名等」、「障害名とその等級」及び「現住所」を載せてください。

(2) 必要に応じて指定医の「意見書」、「診断書」等

(3) 代理人が申請する場合は、対象者との関係を証明する書類（※原則親族に限る）

(4) 更新・再交付（住所変更、汚損等）の場合は、既存の駐車禁止等除外指定車標章

3 対象者

手帳種別及び障害の区分			障害の等級
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 4 級の 1 （ 4 級の 2 ）
	聴覚障害		2 級又は 3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級、 2 級の 1 又は 2 級の 2
	下肢不自由		1 級から 4 級までの各級（下肢不自由 5 級の障害を 2 以上有する方）
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級又は 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除く。）
		移動機能	1 級又は 2 級（ 3 級、 4 級）
	心臓、呼吸器、免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級（ 4 級）
じん臓、ぼうこう、直腸、小腸機能障害、肝臓		1 級から 3 級までの各級	
療育手帳			A 判定
精神障害者保健福祉手帳			1 級

※ 「障害の等級」とは身体障害者手帳の障害名欄に記載された個々の障害の等級を示します。「身体障害者等級表による等級」ではありません。

※ 新規の申請で（ ）記載の障害等級の方は、指定医の「意見書」「診断書」等が必要です。なお、既に交付を受けている方で「更新、再交付」の場合は、不要です。

58 郵便等による不在者投票等

担当：行政課

18歳以上の日本国籍をお持ちの方には、選挙権が与えられています。

障害により、投票日当日に選挙の投票所へ行けない方で施設に入所中の方については、各施設で不在者投票ができる場合があります。また、郵便等による不在者投票等の制度もあります。

1 申請先・問い合わせ先

碧南市選挙管理委員会（碧南市役所 行政課内）

電話 0566-95-9868

FAX 0566-48-0107

2 郵便等による不在者投票

選挙の際、自宅で投票し、郵便等でこれを送ることが認められています。

(1) 対象者

ア 身体障害者手帳

両下肢、体幹又は移動機能の障害等級が1級又は2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害等級が1級又は3級

免疫、肝臓の障害等級が1級から3級まで

イ 戦傷病者手帳

両下肢又は体幹の障害等級が特別項症から第2項症まで

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害等級が特別項症から第3項症まで

ウ 要介護者

介護保険法による要介護者であって、被保険者証に要介護5と記載されている人

(2) 申請の流れ

ア 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙人自身が署名（点字によるものを除く。）をした郵便等投票証明書交付申請書に前記事項を証明する書類（手帳又は被保険者証）を添えて申請します。

イ 申請を受理した市町村選挙管理委員会の委員長は、郵便等投票を行うことができると認めたときは、申請者に対して、郵便等投票証明書を郵送します。なお、郵便等投票証明書の有効期間は7年間（要介護者については被保険者証に記載されている有効期間）です。

(3) 投票の手順

ア 投票日の4日前までに関係市町村選挙管理委員会へ郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の交付を請求します。

イ 投票用紙等は選挙人の所へ郵送されるので、記載のうえ市町村選挙管理委員会へ郵送します。

第7章 社会参加の促進

ウ 郵便等による不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度（代理記載といいます。）があります。この代理記載の届出ができる人は次に該当する人です。

(ア) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人

(イ) 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの記載がされている人

3 不在者投票指定施設

不在者投票指定施設（病院又は老人ホーム等）に入院、入所中の人についても、施設長に不在者投票がしたい旨を申し出れば、その施設で不在者投票をすることができます。

◆碧南市内で不在者投票できる施設（順不同）

小林記念病院、碧南市民病院、加藤病院、新川中央病院、老人保健施設ひまわり、老人保健施設向陽、碧南市養護老人ホーム、特別養護老人ホーム川口結いの家、特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑、特別養護老人ホームひまわり

4 点字等による投票等

視覚障害者の方等は、投票所（期日前投票等を含む）において、点字投票が出来ます。投票所では、車いすのままでも投票しやすいように低い記載台を用意しているところもあります。その他、選挙に関することは、上記までお尋ねください。

59 所得税・住民税等の軽減措置

障害者本人又は障害者の扶養者等は、次の税制上の軽減措置が受けられる場合があります。

1 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その扶養者等

2 対象となる軽減内容、申請先

内容	申請先
所得税の軽減	税務署
住民税（県民税・市民税）の軽減	碧南市役所 税務課 市民税係
固定資産税、都市計画税の減免	碧南市役所 税務課 固定資産税係
相続税の軽減	税務署
贈与税の軽減	税務署
マル優制度（利子等の非課税制度）	金融機関
個人事業税の免除	県税事務所
障害者を雇用する事業主の税制優遇措置 （所得税、法人税等）	税務署

3 その他

障害者の状態等により細かい要件があります。詳しくはそれぞれの申請先にお尋ねください。

60 自動車税・軽自動車税の軽減

身体障害、精神障害又は知的障害があり、歩行することが困難な方が所有・使用する一定の自動車について、環境性能割及び種別割の減免制度があります。

1 対象者

手帳種別及び障害の区分			減免の対象となる範囲	
			身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする(注2)者又は身体障害者を常時介護する(注3)者が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害		1級～4級	1級～4級
	聴覚障害		2級、3級	2級、3級
	平衡機能障害		3級	3級
	音声機能障害		3級(咽頭摘出の場合に限る)	
	上肢不自由		1級、2級	1級、2級
	下肢不自由		1級～6級(注1)	1級～3級
	体幹不自由		1～3級、5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級
		移動機能	1級～6級(注1)	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓・ぼうこう・直腸・免疫機能障害		1級～4級	1級～3級
精神障害者保健福祉手帳			1級	1級
療育手帳			A判定	A判定
愛護手帳			1度、2度、A判定	1度、2度、A判定

○2以上の障害がある場合は、総合等級でなく、それぞれの障害の級別で判断します。

(注1) 障害の項目が7級で、かつ、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障害の級別を6級とします。

(注2) 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていること。

(注3) 「常時介護する」とは、障害の方のみで構成される世帯の障害者の方の自動車を専ら障害者の方のために継続して日常的に運転する場合が該当します。

2 自動車の範囲

- (1) 身体、精神又は知的障害者自身が運転する場合…専ら身体、精神又は知的障害者が使用するもの
- (2) 身体、精神若しくは知的障害者と生計を一にしている者又は常時介護する者が運転する場合…障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの
- (3) 所有者は障害者本人に限り（※）、1人1台まで。

※1 8歳未満の身体障害者又は精神若しくは知的障害者の場合は、所有者がその方と生計を一にする者でも可。また、所有権留保付自動車など、障害のある方が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

3 申請先・問い合わせ先

- (1) 自動車税種別割
西三河県税事務所（岡崎市）（電話 0564-27-2712）
- (2) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
名古屋東部県税事務所（電話 052-953-7865）
- (3) 軽自動車税種別割
碧南市役所 税務課管理係

4 申請に必要なもの

- (1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

区 分 必要書類等		提出するもの			提示するもの		
		住民票（マイナンバー省略）	生計同一証明書（注3）	常時介護証明書（注3）	障害者手帳等	運転者の運転免許証	自動車検査証（自動車検査証記録事項）（注2）
障害者自身が運転する場合					○	○	○
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障害者が同一世帯にある場合	○ 注1			○	○	○
	運転者と障害者が同一世帯にない場合		○		○	○	○
常時介護する者が運転する場合				○	○	○	○

注1 障害者・自動車の所有者及び運転者の続柄が記載された、同一世帯であることが確認できる住民票

注2 既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、また、減免申請後に

第8章 税金・公共料金等の減免・割引等

自動車を購入（登録）する場合は購入（登録）後に、自動車検査証（自動車検査証記録事項）の提示が必要です。

注3 生計同一証明書及び常時介護証明書は、身体障害者及び知的障害者は市役所福祉課、精神障害者は衣浦東部保健所で申請をしてください。

身体障害者及び知的障害者の方の申請は、次のとおりです。

精神障害者の方は、詳しくは衣浦東部保健所（電話 21-9337）にお問い合わせください。

ア 生計同一証明書

運転者と障害者が税法上の扶養関係又は社会保険において扶養関係にあることを確認し、これを証明します。申請に必要なものは、次のとおりです。

(ア) 身体障害者手帳又は療育手帳

(イ) 運転される方の免許証

(ウ) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）※新規で購入する場合は不要です。

(エ) 障害者の健康保険資格を証明する書類（税法上の扶養関係にない場合）

イ 常時介護証明書

障害者のみで構成される世帯に属する障害者が、通学、通院、通所又は通勤のため、一年以上継続して週3回以上の介護者運転による自動車利用が必要であることを確認し、これを証明します。申請に必要なものは、次のとおりです。

(ア) 運行計画書（※）

(イ) 運行計画証明書（※）

(ウ) 誓約書（※）

(エ) 身体障害者手帳又は療育手帳

(オ) 運転される方の免許証

(カ) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）※新規で購入する場合は不要です。

（※）様式は福祉課窓口でお渡しします。

(2) 軽自動車税種別割

ア 申請者（納税義務者）のマイナンバーが分かる書類の原本（マイナンバーカード又は通知カード等）

イ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等

ウ 運転される方の免許証

エ 自動車検査証（自動車検査証記録事項）

オ 生計同一申立書・常時介護申立書（同一世帯でない場合）

※用紙は税務課窓口でお渡しします。

5 減免申請の提出期限

(1) 自動車税種別割

ア 新規購入する場合：運輸支局に新規登録を行うときまで

イ ナンバー交付済みの車両を購入または車両の定置場を県内に変更する場合：翌年度の5月31日（納期限）まで

ウ 4月1日現在で所有している車両の場合：5月31日（納期限）まで

(2) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

運輸支局に登録を行うときまで

(3) 軽自動車税種別割

4月1日から5月31日（納期限）まで ※納付する前までに申請してください。

6 その他

- (1) この記載以外にも、障害者の状態等により細かい要件があります。また、構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車等のうち、必要があると認められるものに対しては減免できる場合があります。詳しくは、それぞれの申請先にお尋ねください。
- (2) 提出期限については、場合により異なります。その都度申請先にお問い合わせください。
- (3) 住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ずそれぞれの申請先で手続きしてください。

6 1 公的賃貸住宅への優先入居や家賃減額

担当：建築課

市営住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の確率を上げる等の優遇措置が受けられる場合があります。また、障害者向けに特別に設計された住宅がある場合もあります。詳しくは各公的賃貸住宅の管理者にお尋ねください。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等

2 問い合わせ先

(1) 碧南市営住宅

碧南市役所 建築課

(2) 愛知県営住宅

ア 愛知県住宅供給公社（県営住宅テレホンサービス）

電話 052-971-4118

イ 三河住宅管理事務所 知立支所

電話 0566-84-5677

62 幼稚園・保育園・こども園保育料（利用料）等

担当：保育課

幼稚園・保育園・こども園に通園する児童で同一世帯に障害者等がいる場合は、保育料（利用料）ならびに給食費が軽減できる場合があります。

なお、世帯の状況、収入状況等により該当にならない場合があります。

1 対象者

次の対象者が通園の児童と同一世帯にいる場合で、一定の収入未満の世帯

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (2) 特別児童扶養手当を受けている児童
- (3) 国民年金の障害基礎年金等を受けている方

2 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、保育課で確認してください。

63 明石公園使用料（利用料）

担当：都市整備課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は、介添者1名（高校生以上）の方が大型遊具と一緒に乗車する場合、利用料（本人と介添者1名）が免除されます。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者及びその介添者（高校生以上の方1人に限る。）

2 申請に必要なもの・申請の流れ

対象者本人が手帳を持参のうえ、明石公園へお越しいただき、遊具担当者に手帳を提示してください。

64 電話番号案内の無料扱い（ふれあい案内）

担当：NTT西日本

電話番号案内の利用料金が無料になります。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、視覚障害1級から6級までの方、肢体不自由（上肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級又は2級の方、聴覚障害2級、3級、4級、6級の方、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級又は4級の方
- (2) 療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

2 登録方法・問い合わせ先

- (1) NTT西日本への事前登録が必要です。申込書を取り寄せ、NTT西日本へ登録してください。
- (2) 西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134
<https://www.ntt-west.co.jp/info/support/oshirase20200930.html>



3 利用方法

FAX（0120-000-104）、電話（104）により番号案内をご利用いただけます。「ふれあい案内」とお申し出頂き、登録番号と暗証番号をお伝えください。

65 交通機関・施設等の割引

鉄道・バス・航空機等の交通機関を利用する場合や博物館等の施設を利用する場合、障害の種別や程度によっては割引が受けられる場合があります。

割引方法等は、各公共交通機関や施設によって取扱が異なります。事前に確認の上、ご利用ください。

66 有料道路における障害者割引制度

担当：福祉課

障害者の方が有料道路を通行する場合、料金が割引になる制度です。利用する前に、申請を行い、証明を受ける必要があります。

1 対象者

- (1) 障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 障害者ご本人が運転されるか介助者が運転され、ご本人が乗車される場合
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、手帳記載の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄が「第1種」の方

2 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳（両方お持ちの場合は両方）
- (2) 運転免許証（第2種の方のみ）

【車両を事前に登録される場合】※ETCを利用する場合は車両登録が必要です。

- (3) 車検証（個人名義で親族が所有している事等、対象自動車に要件あり）
- (4) 割賦契約書又はリース契約書（対象の方のみ）

【ETCを利用して割引を受ける場合は上記の他に以下の書類が必要です。】

- (5) ETCカード（障害者本人名義のもの。未成年の第1種障害者で、本人が運転しない場合のみ親権者又は後見人名義でも可）
- (6) ETC車載機の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、割引対象になると認められた場合は、障害者手帳に「有料道路割引」を証明するシールを貼付します。
- (3) ETCを利用して割引を受ける場合は、「ETC利用申請証明書」を交付します。有料道路事業者へ登録申込をすると、ETCでの利用が可能となる日の通知が届きます。（それまでは、手帳の提示により割引を受けてください。）
- (4) 料金所で障害者手帳を提示し、料金を支払います。ETCを利用して割引を受ける場合は、ETCレーンを通行します。

4 その他

- (1) 割引の有効期限は最大2年間です。有効期限の2ヶ月前から更新手続きができます。更新の際も「申請に必要なもの」は同じです。
- (2) ETCを利用して割引を受ける場合は、有料道路事業者へ書類を送るため、切手が必要です。
- (3) オンラインでの申請も可能です。詳細は以下の申請受付サイトをご確認ください。
URL <https://www.expressway-discount.jp>
※オンライン申請には「マイナポータル」への登録が必要となります。
※オンライン申請はETC利用登録される方のみが対象となります。



67 NHKテレビ受信料の減免

担当：福祉課

障害のある方を対象とした、NHK放送受信料の減免制度があります。

1 対象者

	半額免除 障害者の方が世帯主 (NHKの契約者)の場合	全額免除 障害者の方を世帯構成員 に有する場合
身体障害者	(1) 視覚・聴覚障害者 (2) 重度(身体障害者手帳1級・2級)	世帯構成員全員が市民税非課税
知的障害者	重度(療育手帳A判定)	
精神障害者	重度(精神障害者保健福祉手帳1級)	

2 問い合わせ先

- (1) 碧南市役所 福祉課
- (2) NHK名古屋放送局 視聴者リレーションセンター
〒461-8725 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
電話 052-952-7268

3 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳
- (2) 印鑑
- (3) 所得状況が確認できるもの(課税証明等、転入者のみ必要)

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、要件に該当する場合は、証明書をお渡しします。
- (3) 証明書をNHKに郵送し、承認されると減免が開始されます。

5 その他

- (1) 減免事由に該当しなくなった場合は、NHKに届け出る必要があります。
- (2) 減免事由に該当するかどうか、毎年NHKより確認調査があります。
- (3) 生活保護を受給中の方は、別途地区担当の福祉課職員にお問合せください。

68 生活福祉資金の貸付

担当：社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。貸付内容は以下の種類があります。（ ）内は貸付限度額。

1 総合支援資金（低所得世帯）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、条件に該当する世帯

(1) 生活支援費

生活再建までに必要な生活費用（2人以上：月20万円以内、単身：月15万円以内）

(2) 住宅入居費

住宅入居による敷金、礼金等住宅の賃借契約を結ぶために必要な費用（40万円以内）

(3) 一時生活再建費

生活を再建するために一時的必要に、かつ日常生活費で賄うことが困難である費用（60万円以内）

2 福祉資金（低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯）

(1) 福祉費

ア 生業を営むために必要な経費（460万円）

イ 技能を習得するために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能を習得する期間が、6月程度 130万円、1年程度 220万円、2年程度 400万円、3年程度 580万円）

ウ 住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（250万円）

エ 福祉用具等の購入に必要な経費（170万円）

オ 障害者又は障害者と生計を同一にする者が、障害者本人の日常生活の便宜を図るため自動車を購入するのに必要な経費（250万円）

カ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費（513.6万円）

キ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（療育期間が1年を超えない時は170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円）

ク 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円）

ケ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費（150万円）

コ 葬祭に必要な経費（50万円）

サ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費（50万円）

シ 就職・技能習得等の支度に必要な経費（50万円）

ス その他日常生活上一時的に必要な経費（50万円）

(2) 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（10万円以内）

ア 医療費又は介護費の支払い

イ 給与等の盗難・紛失

ウ 火災等の被災

3 教育支援資金（低所得世帯）

(1) 教育支援費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）へ就学するための授業料等に必要な経費（高校：月3.5万円以内、高専・短大：月6.0万円以内、大学：月6.5万円以内※）

※ 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能

(2) 就学支度費

修学資金貸付対象となる学校の入学に際し、その支度の為の費用として必要な経費（50万円以内）

4 不動産担保型生活資金（低所得世帯）

(1) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する低所得で65歳以上の高齢者世帯への不動産を担保とした生活資金（土地の評価額の7割程度 月30万円以内）

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯への不動産を担保とした生活資金（居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割）貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）

5 その他

- ・ 世帯を対象としており、世帯の状況に応じた所得制限や資金種類ごとに異なった条件（貸付利子等）があります。
- ・ 資金を借りるためには原則、連帯保証人が1名必要となります。（資金の種類によっては不要の場合もあります。）
- ・ 1から4に掲げる資金の他、住宅喪失世帯向けの公的給付・貸付を受けられるまで、つなぎ資金の貸付があります。

6 相談方法・問い合わせ先

詳しくはお住まいの地区の民生委員または碧南市社会福祉協議会にご相談下さい。

碧南市社会福祉協議会

碧南市山神町8丁目35番地

電話 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

69 障害者入浴等施設優待利用券の交付

担当：福祉課

障害者手帳をお持ちの64歳以下（当該年度内に65歳になる方を除きます。）の方に入浴等施設無料券を配布します。

1 対象者

64歳以下で、次のいずれかに該当する方（当該年度に65歳になる方を除く。）

- (1) 身体障害者手帳を所持する方
- (2) 療育手帳を所持する方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※障害者を介護する方（1人のみ）も利用券を使用できますが、介護者だけの入浴はできません。

2 利用施設

- (1) あおいパーク浴室（修繕工事のため令和7年9月30日（予定）まで浴室利用を中止しています。）
- (2) サン・ビレッジ衣浦浴場及びプール
- (3) 高齢者元気ッス館浴室（修繕工事のため令和7年5月31日（予定）まで浴室利用を中止しています。）

※3施設共に一般的な公衆浴場であり、障害者仕様ではありません。

3 交付枚数

年度につき48枚

4 申請に必要なもの

障害者手帳

5 その他

- (1) 車いす利用者は入浴が限られます。
（車いすはあおいパークに1台、サン・ビレッジプールに2台あります。）
- (2) 障害者用のトイレは風呂場内にはありません。
- (3) マナーの守れない方のご利用はできません。

※ あおいパークの浴室利用中止に伴う対応について

- (1) 高齢者元気ッス館の浴室の営業終了時刻を午後4時30分（午後4時受付終了）まで延長します。（令和7年9月30日（予定）まで）
- (2) 令和6年度入浴等施設利用券はあおいパークの浴室に限り、令和8年3月31日まで利用できます。

70 障害者教室・ボランティア活動事業

担当：心身障害者福祉センター

在宅障害者やボランティア活動を希望する方のために、心身障害者福祉センターで障害者教室やボランティア活動を行っています。専門指導員により各教室の企画・運営をしており、随時参加もできます。見学からでも結構です。お気軽にご参加ください。

1 対象者

在宅の障害者の方やボランティア活動をしたい方等

2 利用料

無料（材料費等は実費負担となる場合があります。）

3 内容（令和7年4月現在）

【障害者教室】

(1) 陶芸教室	毎週金曜日	10時	～11時30分
(2) カラオケ教室	毎週月曜日	13時	～15時
(3) 卓球バレー教室	第2木曜日	10時	～12時
(4) パソコン教室	毎月第1火曜日	10時	～11時30分
	毎月第3火曜日	13時30分	～15時
(5) 車いすダンス教室	毎月第2金曜日	10時	～11時30分
(6) 卓球教室	毎週金曜日	13時30分	～15時30分
(7) 絵はがき教室	毎月第1火曜日	13時30分	～15時30分
(8) ストレッチ教室	毎月第4火曜日	14時	～15時30分
(9) フラワーアレンジメント教室	毎月第2水曜日	13時30分	～14時30分
(10) いきいきリハビリテーション教室	毎月第1・3木曜日	13時	～15時

【ボランティア活動】

(1) 点訳教室	毎月第1木曜日	10時30分～12時
	毎月第3水曜日	13時30分～15時

※その他、パン作り教室、水泳教室、手話教室等を開催しています。募集案内は広報等に掲載します。

4 その他

内容、開催時間については変更となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

5 開催場所及び問い合わせ先

碧南市心身障害者福祉センター（へきなん福祉センターあいくる内）

碧南市山神町8丁目35番地

電話 0566-48-1720 FAX 0566-42-5337

71 図書館における障害者向けサービス

担当：碧南市民図書館

碧南市民図書館では、からだや目の不自由な方に、次のような図書館サービスを提供しています。利用はすべて無料です。なお、図書館を利用する上で障害となっている症状の程度によって受けられるサービスが異なります。事前に利用登録が必要な場合があります。詳しくは図書館へお問い合わせください。

1 郵送貸出

ご自宅まで、図書・雑誌・AV資料（CD・DVDなど）を郵送でお届けします。

2 対面朗読

ご希望の資料を図書館の朗読サービス室で代読します。図書館の資料に限らず、私物の本・広告・チラシ・機械の取扱説明書などもお受けします。個人の読書の秘密は厳守します。

3 リクエスト・サービス

希望に応じて録音図書を作成します。ただし、作成できないものもありますので、詳しくは図書館へご相談ください。また、録音・点字図書は、全国の図書館から取り寄せることもできます。

4 お知らせの送付

声のけやきどおり通信（隔月1回発行・音楽CD版）を作成し、ご希望の方にお送りしています。内容は、読書案内や図書館からのお知らせなどです。

5 レファレンスサービス

調べもののお手伝いをします。「こんな本はあるか」「言葉の意味を知りたい」「ある事柄を調べたい」というときには、レファレンスデスクへお尋ねください。電話やFAX、メールなどでも受け付けをしています。

6 その他

- (1) 大きな活字で書かれた大活字本を貸出しています。
- (2) バリアフリー対応DVDを貸出しています。
- (3) 車いす、車いすのままでご利用いただける机、拡大読書器、多目的トイレ（車いす対応）などもご用意しています。
- (4) 筆談でも応対いたします。
- (5) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を利用するための会員登録ができます。
「サピエ」とは、視覚障害者の暮らしに役立つ情報が得られたり、全国の図書館が所蔵する点字・録音資料などを検索、ダウンロードできるサービスです。

7 問い合わせ先

碧南市民図書館 本館

碧南市鶴見町1丁目70番地1

電話 0566-41-0894 FAX 0566-41-1225

メール toshokan@city.hekinan.lg.jp

72 障害者スポーツ大会等の実施

障害者の方を対象とした、県や市内の団体が主催するスポーツ大会が毎年開催されています。また、障害者を対象としたスポーツ教室や指導者の養成も行っています。

1 主な障害者のスポーツ大会

- (1) 愛知県障害者スポーツ大会（県大会の開催）
- (2) 全国障害者スポーツ大会（選手の派遣）…身体障害者、知的障害者対象、精神障害者（卓球のみ対象）
- (3) 全国ろうあ者体育大会（愛知県聴覚障害者協会を通じて選手の派遣）
- (4) ふれあいスポーツ大会（市大会の開催）…碧南市内の障害者団体等が参加
- (5) 障害者スポーツ指導員養成研修会

2 対象者

各事業によって異なります。詳しくは福祉課窓口でお尋ねください。

3 申請先・問い合わせ先

参加を希望される場合は、各主催者に申し込みが必要です。（１）及び（２）については、碧南市身体障害者福祉協会や所属している学校等からも申し込みますが、個人的に参加を希望される方は、碧南市役所福祉課を通じて申し込みをしてください。

4 その他

- (1) 開催時期等詳しい内容については、市役所でお尋ねください。
- (2) 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センターのホームページでも詳細がわかります。

ホームページ <https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/ficenter/>



73 障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには主に次のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■ 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマーク。車いすを利用する障害者に限定するものではなく、全ての障害者を対象としたものです。購入は各量販店へお問い合わせください。

問合せ先：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601



■ 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者のためのマーク。視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器などに表示されています。

問合せ先：社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話 03-5291-7885



■ 身体障害者標識

肢体不自由のため、免許に条件が付いている方が運転する車に表示するマーク。マークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。このマークの表示は努力義務です。

問合せ先：碧南警察署 交通課
電話 0566-46-0110



■ 聴覚障害者標識

聴覚障害者が運転する車に表示するマーク。マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。このマークの表示は義務付けられています。

問合せ先：碧南警察署 交通課
電話 0566-46-0110



■ 耳マーク

聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にするためのマーク。このマークを提示されたら、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーション方法の配慮をお願いします。

問合せ先：特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会
<http://npoinantyou.ie-yasu.com/mimimark.html>



■ オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表すマーク。

オストメイト対応トイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。

問合せ先：公益社団法人日本オストミー協会

電話 03-5670-7681



■ ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴を啓発するためのマーク。身体障害者補助犬とは、体の不自由な方のため、体の一部となって働く盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。

問合せ先：厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
社会参加活動支援係

電話 03-5253-1111



■ ハート・プラスマーク

身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害のある方を表すマーク。身体内部の障害は外見で分かりにくいいため、このマークを着用しています。

問合せ先：特定非営利活動法人ハート・プラスの会

<https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/>



■ 障害者雇用支援マーク

障害者の在宅障害者就労支援や障害者就労支援が認められた企業、団体に対して与えられるマーク。障害者雇用を促進している・促進したいという企業と障害者の橋渡しが期待されています。

問合せ先：公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター

電話 052-218-2154



■ ヘルプマーク

義肢や人工関節、内部障害、難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるように東京都が作成したマークです。

「ヘルプマーク」を見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

問合せ先：碧南市役所福祉課社会福祉係

電話 0566-95-9884

配布場所：碧南市役所福祉課、碧南市保健センター、碧南市社会福祉協議会の各窓口



74 障害者関係団体の紹介

碧南市では、障害を持った方たちが様々な活動をしています。市内で活動する障害者団体を紹介します。活動内容・時間等の問合せは、下記の連絡先へお願いします。

1 碧南市身体障害者福祉協会

心身障害者福祉センターでの各種講座・教室などデイサービス事業に参加、社会見学やレクリエーションを実施

○連絡先：事務局 心身障害者福祉センター 電話 0566-48-1720
会長 鈴木 たか子

2 碧南市手をつなぐ育成会

知的障害者を中心に身体障害者も加わり、心身障害者福祉センターでひなまつり会を実施するほか、他の団体と共催でふれあいスポーツ大会などを実施

○連絡先：会長 三浦 志朗 電話 090-5006-2196

3 碧南・高浜聴力障害者協議会

聴覚障害者が、心身障害者福祉センターで手話講座に参加、手話サークルの交流会などを実施

○連絡先：会長 中村 貴恵 FAX 0566-53-6268
事務局 杉山 勝生 Email nkimiemon0225@gmail.com

4 碧南・高浜地域精神障害者家族会あおみ会

精神障害者の家族間の交流及び助け合い、精神障害者の地域活動支援センターあおみJセンターの運営協力

○連絡先：事務局 あおみJセンター 電話 0566-46-8295

5 障害者関係のボランティア団体

碧南市社会福祉協議会ボランティアセンターでご紹介します。詳しくはお尋ねください。

○碧南市社会福祉協議会ボランティアセンター 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3701
FAX 0566-48-6522

6 その他

その他にも関連する団体をご紹介できる場合があります。詳しくは、福祉課窓口でお尋ねください。

75 碧南市内の障害者（児）関係施設・事業所

碧南市内の障害者関係施設・事業所等を紹介します。利用方法、事業内容等詳細については【37ページ 「30 障害福祉サービス等」】をご確認いただくか、福祉課窓口までお尋ねください。

【へきなん福祉センターあいくる】

へきなん福祉センターあいくるでは、次の2機関が事業をおこなっています。

名称	所在地	連絡先	事業内容
碧南市社会福祉協議会	山神町8丁目35番地	TEL 0566-46-3702 FAX 0566-48-6522	障害者に限らず、福祉に関する様々な事業の実施や相談
碧南市心身障害者福祉センター		TEL 0566-48-1720 FAX 0566-42-5337	各種講座・教室などのデイサービス事業

【訪問系サービス事業所】

名称	所在地	連絡先	事業内容
碧南ふれあい訪問介護事業所 (碧南市社会福祉協議会内)	山神町8丁目35番地	TEL 0566-46-1198 FAX 0566-48-6522	居宅介護 同行援護 移動支援
ふれあい支援センター (ふれあい福祉園ガイア内)	中山町1丁目7番地	TEL 0566-57-1891 FAX 0566-56-2049	居宅介護 重度訪問介護 移動支援
訪問介護ステーションのんのん	若宮町4丁目21番地	TEL 0566-45-7611 FAX 0566-45-7612	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ヘルパーステーションひまわり	鷲林町1丁目117番地	TEL 0566-91-0309 FAX 0566-91-0521	居宅介護 移動支援
エンジェルス	古川町1丁目1番地 トリーハイツ西端403号	TEL 0566-45-5107 FAX 0566-45-5332	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ヘルパーステーショントマト	入船町7丁目25番地 クリアパレスⅧ306号	TEL 0566-91-5422 FAX 0566-91-5423	居宅介護 重度訪問介護 移動支援
訪問介護ファンタジスタ	浅間町2丁目121番地	TEL 0566-87-1265 FAX 0566-48-7758	居宅介護 重度訪問介護 移動支援

第11章 その他

伏見之園・かなりや ヘルパー ステーション	三宅町1丁目67番地	TEL 0566-46-4048 FAX 0566-95-6886	居宅介護 重度訪問介護
--------------------------	------------	--------------------------------------	----------------

【日中活動・訓練・就労系サービス事業所】

名称	所在地	連絡先	事業内容
碧南ふれあい作業所	中山町1丁目16番地1	TEL 0566-46-2941 FAX 0566-46-2940	生活介護 日中一時支援
ふれあい福祉園ガイア ガイア	中山町1丁目7番地	TEL 0566-48-3980 FAX 0566-46-9352	生活介護 短期入所 日中一時支援
ふれあいの杜まんなか	若松町3丁目105番地	TEL 0566-93-3956 FAX 0566-93-3957	生活介護 短期入所 日中一時支援
木香	東山町6丁目21番地	TEL 0566-48-7910 FAX 0566-48-0711	生活介護
木陰		TEL 0566-91-4019 FAX 0566-91-4029	日中一時支援
デイサービス天神	照光町4丁目1番地	TEL 0566-48-0541 FAX 0566-48-0641	生活介護
かなりや	三宅町1丁目67番地	TEL 0566-42-1147 FAX 0566-42-1149	生活介護
ふれあい工房アルゴ	丸山町5丁目25番地3	TEL 0566-91-2511 FAX 0566-91-2541	就労継続支援B型 日中一時支援
	栄町4丁目11番地	TEL 0566-57-2438 FAX 0566-56-2049	就労移行支援 就労定着支援
サンたなお	春日町2丁目5番地	TEL 0566-56-2202 FAX 0566-41-4571	就労継続支援B型 日中一時支援
K Tチャレンジ	縄手町5丁目120番地3	TEL 0566-57-7272 FAX 0566-57-6575	就労継続支援B型
オアシス碧南	天神町4丁目23番地	TEL 0566-46-3189 FAX 052-308-8511	就労継続支援B型
オアシス碧南3	浜田町2丁目7番地	TEL 0566-45-7533 FAX 052-308-8511	就労継続支援B型
就労継続支援B型事業所 コンパス	栄町4丁目60番地	TEL 0566-70-8625 FAX 0566-70-8627	就労継続支援B型
しーずん	田尻町1丁目57番地1	TEL 0566-43-5827 FAX 0566-43-5828	就労継続支援B型
リハスワーク碧南	田尻町2丁目38番地3	TEL 0566-95-8577 FAX 0566-95-8577	就労継続支援B型
就労継続支援B型事業所 こうのどり	川口町1丁目100番地	TEL 0566-95-2580 FAX 0566-95-2588	就労継続支援B型

第11章 その他

Sun Flare (サンフレア)	天王町2丁目40番地 シャインEIKIビル1階	TEL 0566-95-2580 FAX 0566-95-2588	就労継続支援A型
どリーむ	善明町2丁目20番地	TEL 0566-41-2913 FAX 0566-41-2913	就労継続支援A型
日中一時支援事業所 学	源氏神明町25番地 コクネビル103号	TEL 0566-45-6142 FAX 0566-45-6143	日中一時支援
ここいる+ (プラス)	湖西町4丁目6番地1	TEL 0566-95-3868 FAX 0566-95-3869	日中一時支援

【日中活動系サービス事業所（児童）】

名称	所在地	連絡先	事業内容
ゴットオフライフ碧南校	沢渡町233番地	TEL 0566-91-2024 FAX 0566-91-2025	児童発達支援 放課後等デイサービス
ここいる	湖西町4丁目6番地1	TEL 0566-95-3868 FAX 0566-95-3869	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
りはくる	新川町4丁目10番地	TEL 0566-93-1351 FAX 0566-93-1352	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
児童発達支援事業所 さんさん	大堤町1丁目12番地	TEL 0566-45-6108	児童発達支援
放課後等デイサービス たいよう		FAX 0566-45-6109	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス ひだまり	大堤町1丁目15番地	TEL 0566-45-6008 FAX 0566-45-6109	放課後等デイサービス
児童発達支援事業所 空	野田町231番地 藤和ビル1階	TEL 0566-45-6142	児童発達支援
放課後等デイサービス 海		FAX 0566-45-6143	放課後等デイサービス
保育所等訪問支援事業所 星			保育所等訪問支援
ぷちま〜る	城山町5丁目33番地3	TEL 0566-95-5996 FAX 0566-95-5992	児童発達支援
まんなか	若松町3丁目105番地	TEL 0566-93-3956 FAX 0566-93-3957	放課後等デイサービス
木葉	東山町6丁目21番地	TEL 0566-91-4019 FAX 0566-91-4029	放課後等デイサービス
ウィズ・ユー碧南	日進町2丁目7番地	TEL 0566-93-5538 FAX 0566-93-5583	放課後等デイサービス
北風と太陽	宮後町1丁目57番地2	TEL 0566-78-3331 FAX 0566-78-3332	放課後等デイサービス
コンパス	栄町4丁目60番地	TEL 0566-70-8620	放課後等デイサービス
コンパスえるも	栄町4丁目78番地	FAX 0566-70-8627	放課後等デイサービス
サンたなお放課後等デイサービス	春日町2丁目12番地	TEL 090-1726-5622 FAX 0566-87-5480	放課後等デイサービス

第 11 章 その他

【地域活動支援センター】

名称	所在地	連絡先	事業内容
あおみ J センター	相生町 4 丁目 110 番地	TEL 0566-46-8295 FAX 0566-46-8295	地域活動支援センター

【居住支援系サービス事業所】

名称	所在地	連絡先	事業内容
ふれあいハウス	中山町 3 丁目 48 番地	TEL 0566-46-8170	共同生活援助
ふれあいハウス スピカ	植出町 2 丁目 18 番地	TEL 0566-46-7855	
ゆいりすホーム 碧南志貴崎	志貴崎町 6 丁目 21 番 2	TEL090-8334-7335	
ゆいりすホーム 碧南浜田	浜田町 2 丁目 61 番地	TEL090-8334-7335	
ゆいりすホーム 碧南平七	平七町 3 丁目 79 番地	TEL090-8334-7335	
グループホーム ノアン 碧南	油漕町 3 丁目 1 番地 12	TEL 0566-55-7376	
ソーシャルインクルーホーム碧南宮町	宮町 7 丁目 205 番地	TEL 0566-48-5550	

【相談支援事業所】

名称	所在地	連絡先	事業内容
碧南ふれあい相談支援事業所 (碧南市社会福祉協議会内)	山神町 8 丁目 35 番地	TEL 0566-46-3701 FAX 0566-48-6522	指定計画相談支援 指定障害児相談支援
		TEL 0566-46-3702 FAX 0566-48-6522	地域移行支援 地域定着支援
WHJ 相談支援センターメビ ア	栄町 4 丁目 11 番地 ダイヤビル 2F	TEL 0566-57-2438 FAX 0566-56-2049	指定計画相談支援 指定障害児相談支援
生活サポートみらい (NPO 法人あいちサポートセ ンターみらい内)	源氏神明町 98 番地	TEL 0566-91-8491 FAX 0566-91-8481	指定計画相談支援 指定障害児相談支援

『へきなんの障害者福祉ガイドブック』

【発行元】 碧南市福祉こども部福祉課 社会福祉係

住 所 〒447-8601 碧南市松本町28番地

電 話 0566-95-9884

F A X 0566-48-2940

メー ル fukusika@city.hekinan.lg.jp

【発行】 令和7年4月

このガイドブックは、令和7(2025)年4月現在で作成していますので、その後に内容や金額が変更されることがあります。

かくこうもく ないよう しめん かんけいじょうかんたん きさい
各項目の内容は、紙面の関係上簡単に記載しています。

くわ かくたんとうか と あ
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。